

「デジ活」中山間地域 関係府省関連施策集



内閣府



総務省



文部科学省



厚生労働省

MAFF
農林水産省



経済産業省



国土交通省



環境省

農 林 水 産 省

令 和 8 年 7 月

はじめに

地域の基幹産業である農林水産業を軸として、教育・文化、医療・福祉、物流等、様々な産業分野と連携しながら、地域資源やデジタル技術の活用により、社会課題解決・地域活性化を図る「『デジ活』中山間地域」の取組に役立つと考える施策をまとめました。

- ・ 想定する読者

「デジ活」中山間地域に取り組む、又はこれから取り組もうとする地方自治体職員、地域運営組織等。

- ・ 主な目的

「デジ活」中山間地域の取組に役立つ施策を提供し、地域の課題解決のために活用していただく。

- ・ 構成、内容

施策や事業ごとに目的や概要、支援内容、担当部署の連絡先をカタログ化。

- ・ 使い方

各施策について活用方法などをより深く知りたい場合には、各施策に記載された担当部署まで、お問合せください。また、「デジ活」中山間地域の取組全般に関しては、下記まで、お問合せください。

お問合せ先：農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課農村活性化推進室

代表 03-3502-8111（内線5535）

「デジ活」中山間地域HP：<https://www.maff.go.jp/j/nousin/digikatsu/index.html>



施策目次（デジタル技術の活用にかかる関係府省関連施策①）

制度		該当 ページ	内容	府省庁
デジタル	地域未来交付金	9	地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地方の暮らしの安定を実現するとともに「強い経済」を構築するため、地場産業の付加価値向上など、地方公共団体の地域独自の取組を幅広く支援する。 https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiikimiraikoufukin/index.html	内閣府
	未来技術社会実装事業	10	AI、IoTや自動運転、ドローン等の未来技術を活用した新しい地方創生を目指す事業で、先進性と横展開可能性等に優れた提案について、関係府省、地方公共団体、関係民間事業者等で構成する現地支援体制（地域実装協議会）を構築するなど、総合的かつ横断的に支援。 ⇒ https://www.chisou.go.jp/tiiki/kinmirai/index.html	
	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	11	過疎地域等の条件不利地域において、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援、産業振興等の取組について支援。 ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm	総務省
	地域社会DX推進パッケージ事業 （地域情報化アドバイザー派遣制度）	12	地域が抱える様々な課題を解決するため、地方公共団体や地場企業等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を実施。 ⇒ https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/manager.html	
	地域社会DX推進パッケージ事業 （先進的通信実証事業、補助事業）	12	地域社会DXを加速化させ、強い地方経済の実現などにも貢献するため、先進的通信システムの実証、地域の通信インフラ整備の補助等の総合的な施策を支援。 ⇒ https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/digital_kiban/index.html	
	ローカル 10,000プロジェクト	13-14	産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の新規事業の立ち上げを支援し、地域の経済循環を創出。 ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html	
	地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業	15	郵便局ネットワークを活用し、地域に必要なサービスの提供主体（自治体・生活インフラ等）と連携し、郵便局を新たな行政サービス・生活サービスの提供拠点とする実証事業を実施。	
	農村型地域運営組織 （農村RMO）形成推進事業	16	中山間地域等において、複数集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/nrmo/index.html	農林 水産省
	中山間地農業ルネッサンス推進事業 （元気な地域創出モデル支援）	16	収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/renais_tyusan.html	
	地域資源活用価値創出対策	17-18	農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援。DX等の生産性向上による経営コストの削減や、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣等を支援。また、農山漁村において多様な地域資源を活用した新規ビジネス創出の取組等を支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html	

施策目次（デジタル技術の活用にかかる関係府省関連施策②）

制度		該当 ページ	内容	府省庁
デジタル	鳥獣被害防止総合対策交付金	19	● 農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化を支援。被害対策に係るICT等新技術の活用に向けた取組の支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html	農林 水産省
	農業生産基盤情報通信環境整備事業	20	● 農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を推進するとともに、地域活性化を促進するため、農村地域における情報通信環境の整備を支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/seibi/sogo/s_seibi/jouhou_tsuushin.html	
	林業DX推進対策 （デジタル林業戦略拠点構築推進事業）	21	● 地域一体で、木材の生産から流通に至る林業活動にデジタル技術をつる活用し、林業のデジタル化・DXに取り組む「デジタル林業戦略拠点」の構築を推進。 ⇒ https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaihatu/digital/digital.html	
	デジタル水産業戦略拠点整備推進事業	22	● 水産業のデジタル化の取組を面的に推進するため、デジタル水産業戦略拠点を創出する計画策定等を支援。	
	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち グリーンな生産体系加速化事業 （グリーンな栽培体系加速化事業）	23	● 環境にやさしい栽培技術や気候変動適応技術とともに省力化に資する技術を取り入れたグリーンな栽培体系の検証や、検証に必要なスマート農業機械等の導入を支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/green/index.html	
	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 （R7補正：スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策）	24	● 農業者の高齢化・減少が進む中において、労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、農業支援サービス事業者の育成や活動の促進、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service.html ⇒ https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/sumaten.html	
	スマート農業技術開発・供給加速化対策	25	● スマート農業技術の社会実装を進めるため、スマート農業技術活用促進法の基本方針に位置付けた重点開発目標に基づき、生産現場において優先度が高く即戦力となるスマート農業技術の開発・供給の取組を支援。 ⇒ https://www.affrc.maff.go.jp/docs/kaihatu_kyokyu_zigyo/index.html	
	観光MaaS推進事業	26	● 地方部における観光二次交通の高度化を図るため、インバウンド含む観光客の観光地での周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑制等に資するMaaSの取組を推進。	国土 交通省
	空き家対策総合支援事業	27	● 空家法の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却に係る取組や、NPOや民間事業者等がモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事を行う場合に支援。	
	スマートアイランド推進実証調査事業	28	● 四方を海等に囲まれた離島地域において、その地理的隔絶性から生じる離島特有の課題解決に向けてICTなどの技術を活用し現地実装に必要な実証調査を実施。 ⇒ https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/smartisland.html	

施策目次（デジタル技術の活用にかかる関係府省関連施策③）

制度		該当 ページ	内容	府省庁
デジタル	ラストマイル配送効率化促進事業	29	● 物流の小口・多頻度化や人口減少・少子高齢化の進行を踏まえ、地域の宅配便ドライバーの負担の軽減を図り、配送サービスの水準を維持するとともに、ラストマイル配送の持続可能な提供を確保。	国土 交通省
	ドローンによる支援物資の安全輸送管理体制構築事業（内閣府予算）	30	● ドローンを活用した災害時における物資輸送体制の維持・確保のため、大型ドローン等を活用した重量物（非常用トイレ、発電機等）の輸送や長距離輸送を可能とする体制の構築に向けた訓練等の取組を支援し、ドローンを活用した災害対応力の深化を図る。	
	運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業のうち、次世代燃料・物流効率化による物流脱炭素化促進事業＜環境省予算＞	31	● 重量車両等の電動化困難領域における脱炭素化や物流効率化に必要な技術的課題に対応する、革新的な取組（水素内燃機関、ドローン配送、自動搬送車両等）のモデル的な実証を行う。	
	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）	32	● 人手不足や交通事故の削減等、地域公共交通が抱える課題に対する解決手段の一つとして期待される自動運転について、地方公共団体による、レベル4自動運転移動サービス実装に係る初期投資を支援。	
	ローカル・ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着に向けた調査・分析（中小企業実態調査委託費）	33	● 地域事業づくり会社が主体となり、ローカル・ゼブラ企業に対する経営資源の循環を作り出すエコシステム定着に向けた調査・分析を実施。	経済 産業省
	地域の社会課題解決に向けたデジタルライフライン整備加速事業（うち、ドローン航路）	34	● 「デジタルライフライン全国総合整備計画」における先行的な取組として、自動運転車やドローンの社会実装等を支援する道路／航路の設定や、インフラ管理のデジタル化を先行地域で進めるために必要となる、データ連携基盤等のデジタルライフライン（共通規格に準拠したハード・ソフト・ルールのインフラ）を整備する。 ⇒ https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digital_architecture/lifeline.html	
	遠隔医療設備整備事業	35	● 情報通信機器を活用して病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。また、患者の通院負担軽減や医師の移動負担軽減、医療資源の柔軟な活用などの観点から、情報通信機器を活用して、医師と患者間における遠隔地からの診療を行う。	厚生 労働省
	指定管理鳥獣対策事業交付金	36	● 全国的に深刻な被害をもたらしているニホンジカ・イノシシ及びクマの管理強化を目的に、都道府県がICT等を活用して実施する調査、捕獲、出没防止対策等を支援する。 ⇒ https://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index2.html	環境省

施策目次（中山間地域等の活性化等にかかる関係府省関連施策①）

制度		該当 ページ	内容	府省庁
①農村型地域運営組織・小さな拠点等の活動への支援				
立ち上げ	農村型地域運営組織 （農村RMO）形成推進事業	16 （再掲）	- 中山間地域等において、複数集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援。 - 農村RMO形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの整備に対して支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/nrmo/index.html	農林 水産省
下 支 え	中山間地域等直接支払交付金	37	中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/	
	多面的機能支払交付金	38	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html	
連携	重層的支援体制整備事業	39	包括的な支援体制の整備初期段階で活用し、介護・障害・こども・生活困窮などの既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携を図り、同体制の整備を促進。 ⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyousei/index.html	厚生 労働省
活用	地域くらしサービス拠点推進事業	40	人口減少や高齢化により、日常生活に必要なサービスを低コストかつ効率的に維持していくため、既存施設や民間のノウハウを活用しつつ、複数のサービスを1か所で提供する総合的な拠点の構想づくりを行う地方自治体に対し、伴走支援を実施。	内閣府
	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	11 （再掲）	過疎地域等の条件不利地域において、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援、産業振興等の取組について支援。 ⇒ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm	総務省
	過疎地域遊休施設再整備事業	11 （再掲）	過疎地域における廃校舎や老朽化して使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費について支援。 ⇒ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm	
	市町村管理構想、地域管理構想（市町村管理構想・地域管理構想策定推進対策）	41	市町村や地域において、土地の管理や資源の現状把握・将来予測を行い、優先的に維持したい土地や管理方法の転換等を検討し、目指すべき将来像と土地の管理のあり方を示す市町村管理構想、地域管理構想の策定を推進。モデル形成のための支援や人材育成研修を実施。 ⇒ https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html	国土 交通省
	物流効率化法を活用したラストワンマイル配送の効率化の初年度の運行経費の支援事業	42	物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、総合効率化計画の策定のための調査事業及び認定を受けた総合効率化計画に基づくラストワンマイル配送の効率化の初年度の運行経費を支援。	
	地域公共交通確保維持改善事業	43	「交通空白」解消に向けた、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の実情に応じた移動手段の確保・維持の取組を支援。 ⇒ https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html	
	半島振興広域連携促進事業	44	半島地域の自立的発展に向けた交流・定住促進、産業振興、防災・物流強化を図るため、半島地域の様々な主体の取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策を支援。 ⇒ https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000135.html	

施策目次（中山間地域等の活性化等にかかる関係府省関連施策②）

制度		該当 ページ	内容	府省庁
①農村型地域運営組織・小さな拠点等の活動への支援				
活用	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金	45	- 豪雪地帯において、除排雪時の死傷事故が多発していることを踏まえ、将来を見据えた戦略的な方針の策定と、持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む自治体を支援。 ⇒ https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000150.html	国土 交通省
	地域生活圏形成リーディング事業	46	- 共助・共創の観点から日常の暮らしに必要なサービスの提供に取り組む、官民で構成される協議会に対し、地域生活圏の形成に資する先導的な取組の事業実施に係る費用の支援等を行う。 ⇒ https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000164.html	
	山村活性化支援交付金	47	- 山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/index.html	農林 水産省
	地域資源活用価値創出対策	17-18 (再掲)	- 農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html	
	最適土地利用総合対策	48	- 地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組を総合的に支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/saitekitochiriyo.html	
	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち有機農業拠点創出・拡大加速化事業	49	- 地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や産地づくりに加え、産地と消費地が連携した取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/organic_village.html	
	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち先進的有機農業拡大促進事業	50	有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者を支援。	
	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	51	国民共有の財産である文化財を次世代に継承するため、中山間地域等に所在する事業者に対して国指定等文化財の保存修理や整備活用事業のほか、発掘調査や埋蔵文化財活用事業などに対して補助を実施する。	文化庁
	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	52	国民共有の財産である文化財を次世代に継承するため、中山間地域等に所在する事業者に対して国指定等文化財の防火対策、耐震対策に係る施設整備に対して補助を実施する。	
	へき地保健医療対策	53	- へき地における医療提供体制の確保に必要な経費を支援する。 ⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20900.html	厚生 労働省
	地域循環共生圏創造事業	54	- 地域資源を持続的に活用しつつ、分野横断で主体的・協働的に環境・社会・経済を統合的に向上する事業（ローカルSDGs事業）を創出する基盤（地域プラットフォーム）の構築を支援。 ⇒ https://chiikijunkan.env.go.jp/tsukuru/#a-tsukuru-shien-kouchiku	環境省
	生物多様性保全推進支援事業	55	- 重要里地里山等における生物多様性の保全・再生に資する取組を支援する。 ⇒ https://www.env.go.jp/nature/biodic/hozen/index.html	

施策目次（中山間地域等の活性化等にかかる関係府省関連施策③）

制度		該当 ページ	内容	府省庁
①農村型地域運営組織・小さな拠点等の活動への支援				
地方財政措置	地域運営組織及び指定地域共同活動団体の形成・運営支援【市町村】	56	● (1)地域運営組織の運営支援として、①運営支援のための経費（事務局人件費等）について普通交付税措置を講ずるとともに、②形成支援のための経費（ワークショップ開催の経費等）について特別交付税措置。 ● (2)住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費（高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費等）について普通交付税措置。 ※ (1) ① 及び (2) において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。	総務省
	地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】	56	● 自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費（研修、設備導入、販路開拓に要する経費等）について特別交付税措置。	
②人材のサポート				
添 寄 いり	生活支援コーディネーター	39 (再掲)	● 生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、市町村が定める活動区域ごとに、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネートを実施。	厚生 労働省
連携・活用	社会教育主事、社会教育士	57	● 社会教育主事は、教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言等を行う。社会教育士は、社会教育主事になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる称号で、社会教育の専門的知識を生かし、行政のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる。 ⇒ https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00667.html	文部 科学省
	公民館	58	● 地域住民の交流の場としての役割とともに、住民にとって最も身近な学習拠点として、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会を提供。	
伴 走	地域活性化伝道師	59	● 地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家（地域活性化伝道師）を紹介し、指導・助言を行う。 ⇒ https://www.chisou.go.jp/tiiki/dendoushi/index.html	内閣府
	地域力創造アドバイザー	60	● 地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招聘し、指導・助言を実施（必要な経緯等について総務省が特別交付税措置）。 ⇒ https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/	総務省
参加・ 従事	地域おこし協力隊	61	● 三大都市圏の若者などの人材等を市町村が委嘱（概ね1年以上3年以下※最大5年とする特例あり（R8～））し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を実施。 ⇒ https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/	
	地域プロジェクトマネージャー	62	● 三大都市圏の専門人材（協力隊経験者含む）等を市町村が任用（概ね1年以上3年以下）し、地域の重要プロジェクトの現場責任者として、行政、地域、民間及び外部専門家等の関係者間を橋渡ししながら当該プロジェクトを推進（地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費について総務省が特別交付税措置）。 ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_04000210.html	
	地域活性化起業人	63	● 都市部の民間企業の社員等を一定期間（6ヶ月から3年）受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事（派遣元企業に対する負担金等について総務省が特別交付税措置）。 ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03100070.html	

施策目次（中山間地域等の活性化等にかかる関係府省関連施策④）

制度		該当 ページ	内容	府省庁
②人材のサポート				
参加・ 従事	集落支援員	64	地域の实情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を市町村が委嘱し、市町村職員と連携して集落への目配りとして集落の巡回、状況把握等を実施。 ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html	総務省
	特定地域づくり事業協同組合	65	人口急減地域を対象に地域の仕事を組み合わせ、年間を通じた仕事を創出。組合で職員を雇用し、地域内の事業者に派遣。 ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyuu.html	
人材 育成	農村プロデューサー養成講座	66	地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材を「農村プロデューサー」として育成。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/course/index.html	農林 水産省
	地方創生カレッジ	67	地方創生の事業展開に必要な人材を育成・確保するため、実践的な無料のeラーニング講座を提供するほか、地方創生の有識者を交えた交流掲示板や、各地で地方創生に取り組む実践事例の特集等を通じて知恵の共有を図る。 ⇒ https://chihouseisei-college.jp/	内閣府
関係 人口	多面的機能支払交付金	38 (再掲)	多面的機能の増進を図る活動の活動項目「広報活動・農村関係人口の拡大」として、多様な主体の参画の促進や地域外からの呼び込みによる農村関係人口の拡大のための活動を支援。	農林 水産省
	ふるさと住民登録制度	68	関係人口を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」を創設し、誰もがアプリで簡単・簡便に登録できるプラットフォームとなるシステムを構築することで、国民が担い手活動等を通じて地域との関わりを深められるよう支援。 ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kankeijinkou.html	総務省
	関係人口創出・拡大のための対流促進事業	69	全国の自治体や民間事業者等が参画する官民連携協議会を通じた全国・地方でのフォーラムの開催、地方公共団体向け手引の作成等に取り組むほか、民間事業者による関係人口創出・拡大のモデル的な取組を支援。 ⇒ https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kankei/index.html	内閣府
	二地域居住の促進	70	- 地域と二地域居住者のニーズをマッチングさせる特定居住支援法人のモデル構築を支援。 - 主な生活拠点とは別の地域に生活拠点をもうける暮らし方である二地域居住等を促進するため、受け入れ環境の整備や地域における官民連携のモデル的な取組を支援。 ⇒ https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000073.html	国土 交通省

地域未来交付金			URL	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiikimiraikoufukin/index.html		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県 市町村 団体等	ハード・ソフト	1/2等	随時	—	160,000	内閣府地方創生推進事務局／ 地方創生推進室 内閣官房地域未来戦略本部事務局 03-6257-1416

地域未来交付金について

地域未来交付金

地域未来 推進型	地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする  スタートアップ支援拠点の整備  地場製品の販売促進  温泉施設等観光拠点の整備
デジタル実装型	デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援 書かない窓口  地域アプリ  オンライン診療 
地域防災 緊急整備型	避難生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援
地域産業構造転換 インフラ整備推進型	半導体等の戦略分野におけるリーディングプロジェクトの産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を支援

未来技術社会実装事業

URL

HP 事例等 <https://www.chisou.go.jp/tiiki/kinmirai/index.html>
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kinmirai/ichiran.html>



HP



事例等

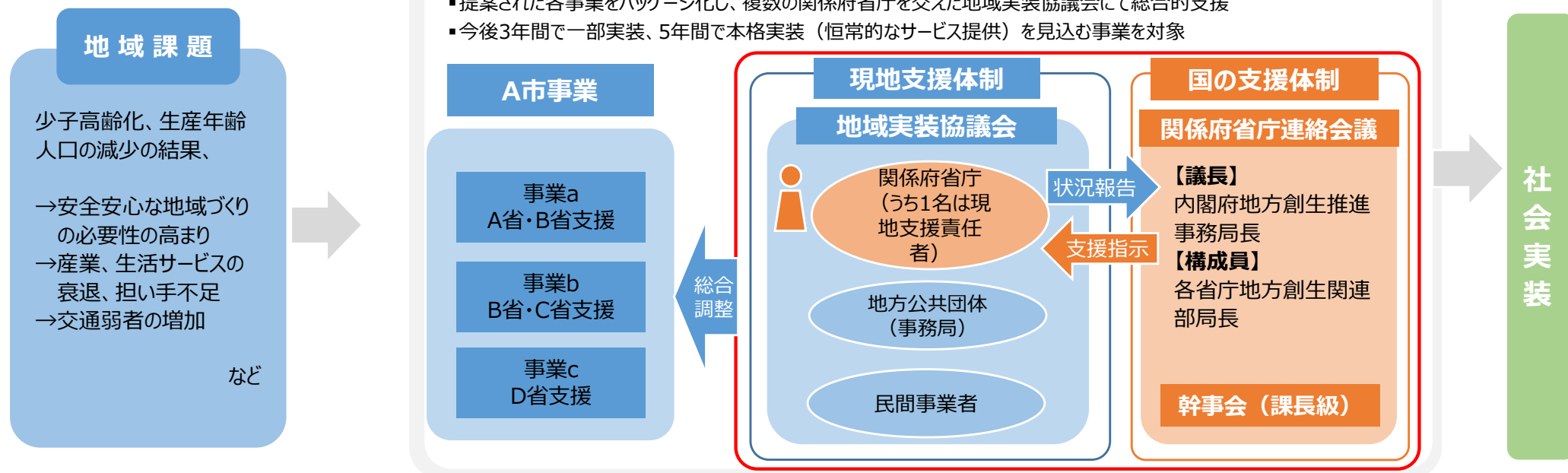
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
都道府県 市町村	ソフト		1月～3月		71の内数 (百万円)	内閣府 地方創生推進事務局 03-6206-6175

概要

- 未来技術社会実装事業は、「地方創生の基本構想※¹」や「地方創生に関する総合戦略※²」において、地方創生の推進に資する施策として、本事業が組み込まれています。
- 事業の概要としては、AI、IoTや自動運転、ドローン等の未来技術を活用した地域課題の解決と地方創生を目指し、先導性と横展開可能性等に優れた地方公共団体の取組に対して、未来技術の**社会実装に向けた現地支援体制（地域実装協議会）を構築し、関係府省庁による総合的な支援を行う事業です。**
- 未来技術を活用した地方創生に関する提案を地方公共団体から募集し、H30年度からR8年度までに合計71事業を選定。**3年間で一部実装、5年間で本格実装を目指し複数年にわたる伴走型支援を行います。R8年時点で21事業※³に対して支援を実施中です。**

※¹ 「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）※² 「地方創生に関する総合戦略 ～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」 （令和7年12月23日閣議決定）※³ H30年度からR8年度までの選定合計71事業のうち50事業はR7年度末までに支援終了。

事業イメージ



過疎地域持続的発展支援交付金		URL	HP 事例等 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm		 HP	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算 (百万円)	問合せ先
1 地域運営組織 2 都道府県・市町村 3・4 市町村	ハード・ソフト	下図参照	1月～2月頃		805	総務省地域力創造グループ 過疎対策室 03-5253-5536

1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（ソフト）

基幹集落と周辺の複数集落による「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等
※過疎地域以外も活用可能

POINT

- 事業主体： **地域運営組織等**
 - 補助対象：集落課題の解決に資する幅広い事業
 - 補助率：限度額1,500万円の定額補助
- 下記事業は限度額を上乗せ
- | | | |
|----------------|---|---------|
| ①専門人材を活用する事業 | + | 500万円 |
| ②ICT等技術を活用する事業 | + | 500万円 |
| ③上記①と②を併用する事業 | + | 1,000万円 |



3 過疎地域集落再編整備事業（ハード）

集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等

POINT

- 事業主体： **過疎市町村**
- 補助対象：団地造成費、生活関連施設整備費、空き家改修費 など
- 補助率：1/2 以内
※交付対象経費の限度額あり
(例) 定住促進空き家活用事業：400万円×戸数

2 過疎地域持続的発展支援事業（ソフト）

過疎市町村・都道府県が実施する I C T 等技術活用事業、人材育成事業
※都道府県は人材育成事業のみ

POINT

- 事業主体： **過疎市町村、都道府県**（人材育成事業のみ）
- 補助対象：地域リーダーの育成等の人材育成、オンライン健康診断、買い物等の生活支援、鳥獣被害対策 など
⇒ICT技術を利用した幅広い事業が対象
- 補助率：限度額2,000万円の定額補助
都道府県は、1/2 又は 6/10(財政力指数0.51未満)



4 過疎地域遊休施設再整備事業（ハード）

遊休施設を再活用して地域間交流、地域振興、地域課題解決を図るための施設整備

POINT

- 事業主体： **過疎市町村**
- 補助対象：廃校舎、公民館等の改修費、主要施設の機能拡張費
- 補助率：1/3 以内
※交付対象経費の限度額あり：6,000万円

地域社会DX推進パッケージ事業			URL	HP・事例等 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/digital_kiban/index.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
地方公共団体 民間団体等	ハード・ソフト	③：1/2	1～3月 複数回公募の 可能性あり		（百万円） 99の内数 （R7補正予算：12,926の内数）	総務省地域通信振興課 03-5253-5758	

地域社会DX推進パッケージ事業

好事例の創出・実用化

③ 地域のデジタル基盤の整備支援（補助）

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなどの整備を支援

② 先進的ソリューションの実用化支援（実証）

先進的通信システム活用タイプ

衛星通信や光電融合技術をはじめとする新しい通信技術などを活用した先進的なソリューションの実用化に向けた実証

AI・自動運転検証タイプ

地域の通信システムを活用した、AI・自動運転等の先進的なソリューションの実証

① デジタル人材／体制の確保支援

1. 計画策定支援

デジタル実装に必要な地域課題の整理、導入・運用計画の策定に対する専門家による助言

2. 推進体制構築支援

都道府県を中心とした持続可能な地域のDX推進体制の構築を支援

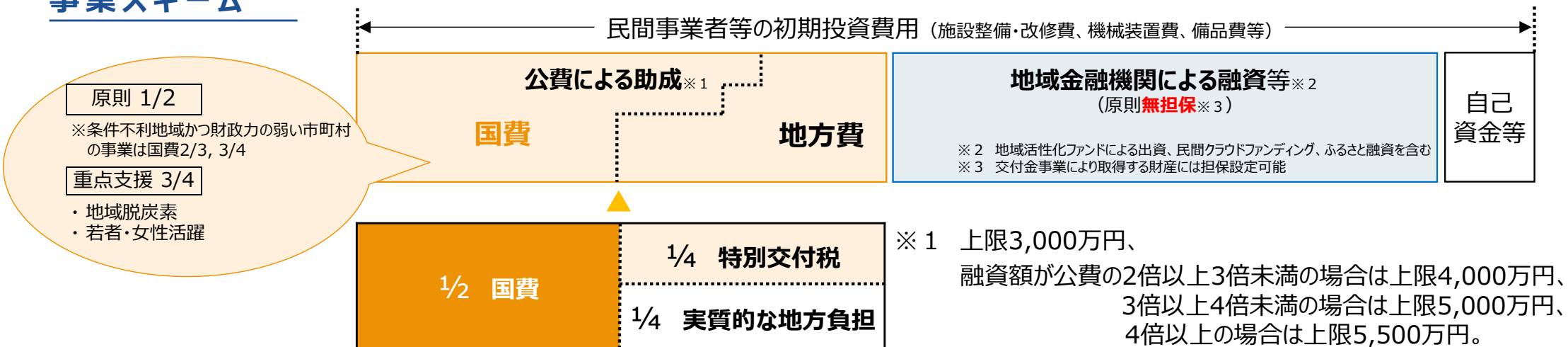
3. 地域情報化アドバイザー

地域情報化アドバイザーによる人材の育成・供給を支援

ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）		URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算	問合せ先
都道府県・市区町村	ハード	【公費助成の上限額（地方公共団体→民間事業者）】 3,000万円～5,500万円 【交付率（国→地方公共団体）】 1/2、2/3、3/4 【特別交付税（地方公共団体の負担額に対する措置）】 措置率：0.5	随時	—	（百万円） 666	総務省地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523

- 産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の新規事業の立ち上げを支援
- ①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応 ③地域金融機関による融資等 ④新規性（新規事業） ⑤モデル性の要件について、国の有識者審査を経て該当すると認められた事業が対象

事業スキーム

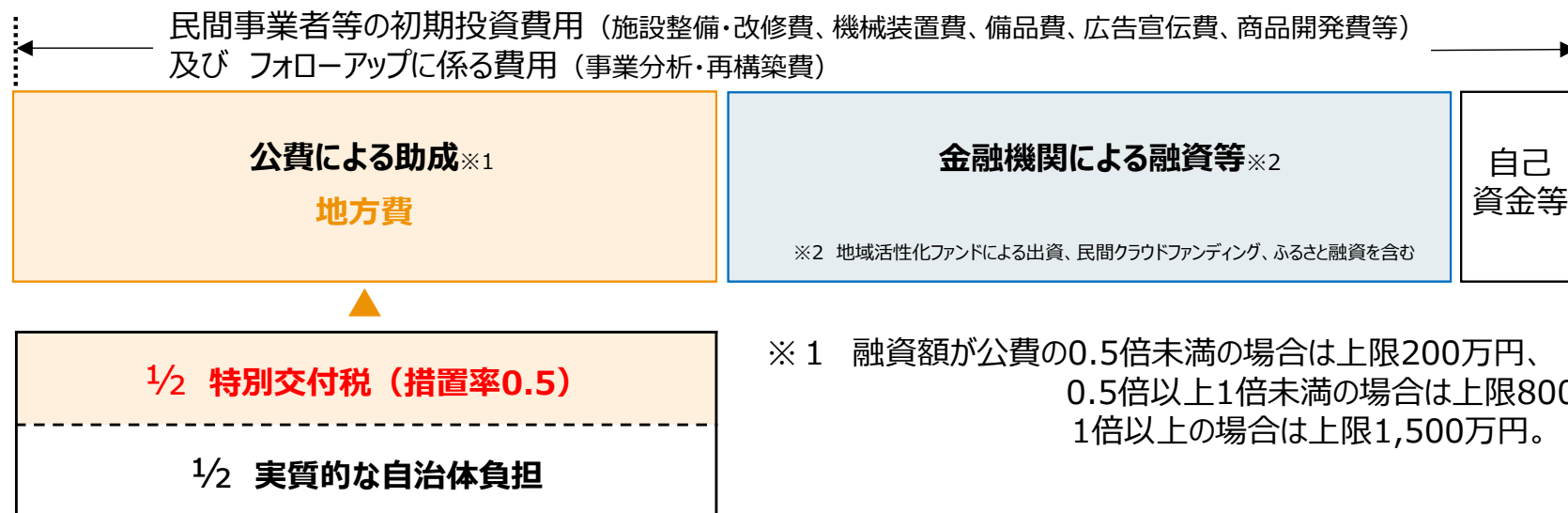


ローカル10,000プロジェクト（地方単独事業）			URL			
			https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/localstartup.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
市区町村	ハード・ソフト	【特別交付税】 措置対象経費上限額： 200万円～1,500万円 措置率：0.5	—	—	—	総務省地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523

- ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる、市町村が単独で実施する地域密着型事業の立ち上げを支援
- **①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応 ③金融機関による融資等 ④新規性（新規事業）**
- の要件について、市町村において有識者の審査又は商工会議所等の確認を経て該当すると認められた事業が対象

※国庫補助事業と異なり、①～④の要件を満たせば、自治体が自由に制度設計可能

事業スキーム



※1 融資額が公費の0.5倍未満の場合は上限200万円、
0.5倍以上1倍未満の場合は上限800万円、
1倍以上の場合は上限1,500万円。

地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業

URL

<https://www.soumu.go.jp/yusei/kasseika.html> (R8)

事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算 (百万円)	問合せ先
地方公共団体が参画するコンソーシアム	ハード・ソフト	—	5月～6月頃	—	170	総務省 情報流通行政局 郵政行政部郵便局活用課 03-5253-5964

- 自治体が郵便局を活用し、地域に必要な機能の維持を図るとともに行政事務の効率化・生活支援サービスの充実・強化による住民利便の向上・地域経済活性化に繋げるために、コミュニティ機能の改善・強化事例の創出・横展開に資する実証を行い、「郵便局のコミュニティ・ハブとしての活用」を推進。

法令上、郵便局は、あまなく全国において利用されるよう設置が義務づけられるとともに、地域において一定の公的な役割を果たすことが期待されている※

※郵政民営化法第7条の2、
日本郵便株式会社法第1条

現状



地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業



- ・ 郵便局の公共性・地域性を活かして、**郵便局を新たな行政サービス・生活サービスの提供拠点とする実証事業**を実施。
- ・ 郵便局ネットワークを維持する責務を負っている日本郵便が、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスを提供しながら、**郵便局ネットワークを利活用し、地域に必要なサービスの提供主体（自治体・生活インフラ等）と連携することで、人口減少下においても持続可能な地域へ発展**させていく。

(事業主体) シンクタンク(シンクタンクを事務局として自治体の実証を実施)
(事業スキーム) 実証事業(請負)

農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策 (農村RMOモデル形成支援 等)			URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算	問合せ先	
都道府県、市町村 地域協議会、民間団体	ソフト	定額、1/2		随時	(百万円) 7,045の内数	農林水産省 地域振興課 03-3501-8359	

< 事業の内容 >

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ① 中山間地農業ルネッサンス推進支援：地域の特色をいかした取組等を支援します。
 ② 元気な地域創出モデル支援：収益力向上等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。
 【事業期間：上限3年、交付率：定額等（上限3,000万円（年標準額：1,000万円等））】

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

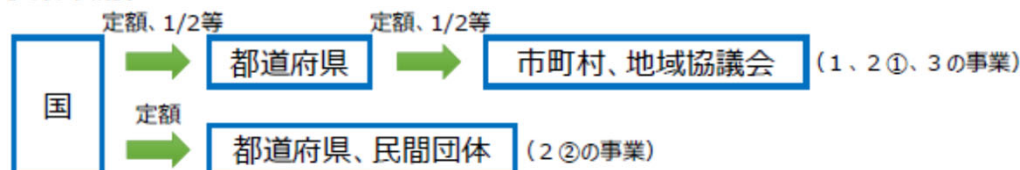
- ① 農村RMOモデル形成支援
 ア 活動着手支援型：遊休農地活用の開始など、農村RMOの形成につなげる取組を支援します。
 イ 一般型：むらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等を支援します。
 【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））】
 ※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年標準額600万円
 ※新規地区の採択は、令和8年度まで
 ウ 地域連携型：活動継続計画の策定や地方公共団体等と連携した取組を支援します。
 【事業期間：上限4年、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】

- ② 農村RMO形成伴走支援
 協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

3. 棚田地域振興対策推進事業

- 地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり：人材確保・育成のための取組とともに、維持管理労力の軽減のための小規模な整備に必要な調査・計画を支援します。
 【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限50万円/年）等】

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

1. ② 元気な地域創出モデル支援



2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業



3. 棚田地域振興対策推進事業

地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり



社会課題解決や魅力向上を通じた
地域活性化

「むらづくり」を推進
農村の

棚田を核とした
地域振興

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

農山漁村振興交付金のうち 地域資源活用価値創出対策

URL

HP・事例等

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html> (R8)



事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
民間団体、地域協議会等、 農林漁業者、市町村、民間 事業者等、農林漁業者の組 織する団体等	ハード・ソフト	定額、1/2、 3/10等	1月下旬～2月中 旬 ほか ※詳細は次ページ		7,045の内数	農林水産省農村振興局 ※詳細は次ページ

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定※、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援します。※農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能
- ② 地域資源を活用した新商品開発、経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者への専門家派遣、官民共創の促進による地域課題の解決等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備や観光コンテンツの磨き上げ、インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた「食」に特化した高付加価値なコンテンツ造成等の取組を支援します。
- ④ 障害者等の農林水産業に関する技術の習得、農福連携を地域で広げるための取組、全国的展開に向けた取組、専門人材の育成等を支援します。

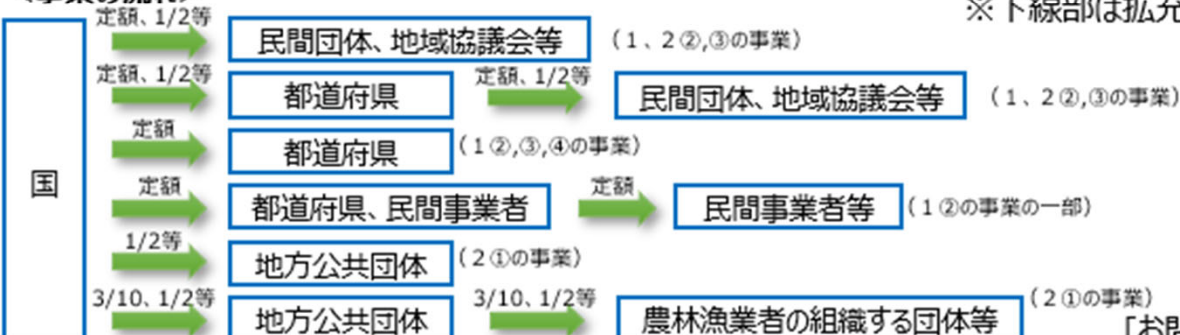
2. 地域資源活用価値創出整備事業

- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設や「食」の高付加価値化に不可欠な施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

(関連事業) 地域資源活用価値創出委託調査事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業

①地域活性化型



②創出支援型



③農泊推進型

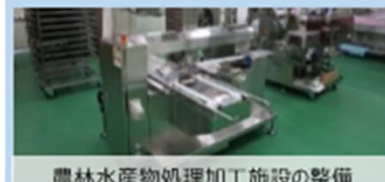


④農福連携型



2. 地域資源活用価値創出整備事業

①定住促進・交流対策型 産業支援型



②農泊推進型



③農福連携型



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-6744-1855)

各メニューの
公募時期等

○公募時期

1. 地域資源活用価値創出推進事業 1月下旬～2月中旬頃

※②創出支援型においては、地域資源活用・地域連携サポート事業のみ該当

2. 地域資源活用価値創出整備事業（②農泊推進型、③農福連携型） 1月下旬～2月中旬頃

○事業要望調査時期

1. 地域資源活用価値創出推進事業（②創出支援型） 1月中旬～2月中旬頃

※地域資源活用・地域連携サポート事業を除く

2. 地域資源活用価値創出整備事業（①定住促進・交流対策型及び産業支援型）

①定住促進・交流対策型 1月下旬～2月中旬頃

産業支援型 1月中旬～2月中旬頃

各メニューの
問合せ先

1. 地域資源活用価値創出推進事業

①地域活性化型のうち

- ・活動計画策定事業、農山漁村関わり創出事業 都市農村交流課 03-6744-1855
- ・農山漁村情報発信事業（※優良事例の情報発信） 農村計画課 03-3502-6001
- ・農山漁村情報発信事業（※農業遺産等の情報発信） 鳥獣対策・農村環境課 03-6744-0250

②創出支援型 都市農村交流課 03-6744-2497

③農泊推進型 都市農村交流課 03-3502-0030（2. 地域資源活用価値創出整備事業の②農泊推進型も同じ）

④農福連携型 都市農村交流課 03-3502-0033（2. 地域資源活用価値創出整備事業の③農福連携型も同じ）

2. 地域資源活用価値創出整備事業

①定住促進・交流対策型及び産業支援型のうち

- ・定住促進・交流対策型 地域整備課 03-3501-0814
- ・産業支援型 都市農村交流課 03-6744-2497

鳥獣被害防止総合対策交付金		URL	HP 事例等 https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/yosan/yosan.html https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hyousyosyo_zirei/hyosyosyo_zirei.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県 地域協議会 民間団体等	ハード・ソフト	定額 (1/2以内等)	3月中旬～ 5月中旬	1月中旬～ 2月中旬	9,900	農林水産省 農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室 03-3591-4958

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与えるシカ・イノシシ・クマ等による鳥獣被害の防止のため、**広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策やジビエ利用拡大への取組等**を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利用推進への支援〕

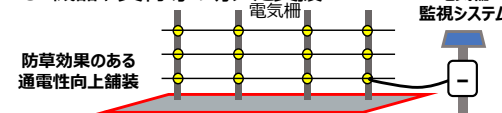


〔鳥獣対策の取組〕

- ① **スマート捕獲等の普及の加速化**
ICT等を活用した、被害情報等を踏まえた農地周辺の加害性の高い個体の重点的な捕獲を支援
センサーカメラ

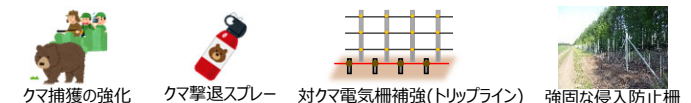


- ② **侵入防止柵の省力的な管理の推進**
見回り負担の軽減等、省力的な維持管理に資するICT機器や資材等の導入を支援
電気柵
監視システム



〔クマ対策の取組〕

クマの被害対策に係る総合的な取組を支援



〔ジビエ利用推進の取組〕

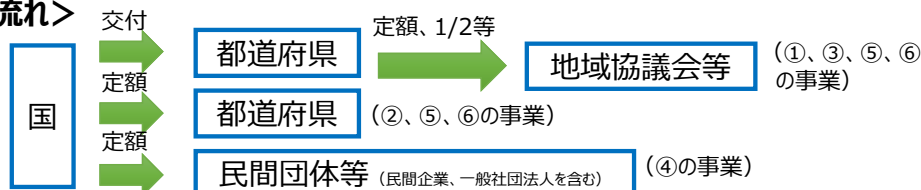
- ① **捕獲から消費まで各段階の取組を推進**
ジビエ利用の拡大に向け、ジビエ施設への搬入から消費の各段階での取組を推進
(捕獲段階) (処理・加工段階) (流通・消費段階)



- ② **国産ジビエ認証の取得推進**
全国での国産ジビエ認証の取得に向けた取組を推進
全国の処理加工施設を認証
認証制度の普及・定着化



<事業の流れ>



農業生産基盤情報通信環境整備事業

URL

https://www.maff.go.jp/j/nousin/seibi/sogo/s_seibi/jouhou_tsuushin.html



事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算	問合せ先
都道府県 市町村 土地改良区等	ハード・ソフト	1/2 等 定額		前年度4月～1月頃	655 (百万円)	農林水産省農村振興局 地域整備課 03-6744-2209

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 計画策定事業

① 計画策定支援事業

情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援します。また、情報通信分野の知見を持つ人材を育成する取組を支援します。

② 計画策定促進事業

事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う民間団体の活動を支援します。

2. 施設整備事業

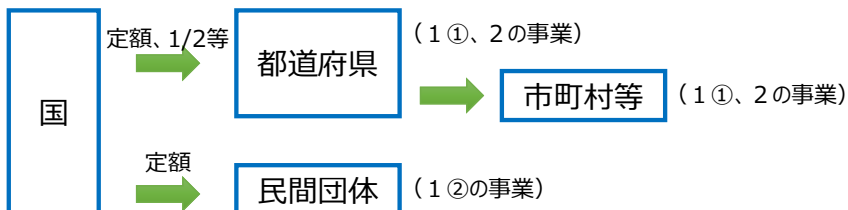
① 農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援します。

② ①の情報通信施設を地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備を支援します。

【実施要件】

- ・事業実施計画を策定していること（1、2の事業）
- ・総事業費200万円以上 等（2の事業）

< 事業の流れ >



スマート林業・DX推進総合対策のうち林業DX推進対策（デジタル林業戦略拠点構築推進事業）			URL	https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaihatu/digital/digital.html		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
地域コンソーシアム	ソフト	定額、1/2	2月上旬～3月上旬	-	98（百万円）	農林水産省 林野庁 研究指導課 03-3501-5025

<対策のポイント>

多様な関係者で構成される**地域コンソーシアム**が主体となり、**地域一体で**、木材の生産から流通に至る**林業活動にデジタル技術をフル活用し**、**林業のデジタル化・DXに取り組む「デジタル林業戦略拠点」の構築を進めます**（「面的」な取組を全国で展開）。

① デジタル林業展開支援事業 22,936千円

林業のデジタル化・DXの伴走支援

- 林業のデジタル化・DXに取り組む地域に対して、**コーディネーター派遣等による伴走支援**を実施
- 先進地域の取組成果を活用し、他地域への**横展開に必要な伴走支援ツールを充実**
- 地域間での**好事例の共有・情報の交換、新たな地域の取組みを促進**

（地域における取組の進展のイメージ）

フェーズ① 地域コンソーシアムの形成と課題の明確化

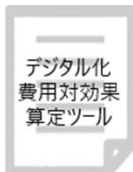
フェーズ② 複数事業者・工程の連携による実証プロジェクト

フェーズ③ 地域が一体となったデジタル林業の自律的展開

（伴走支援ツールの例）



体制整備等のための
チェックリスト



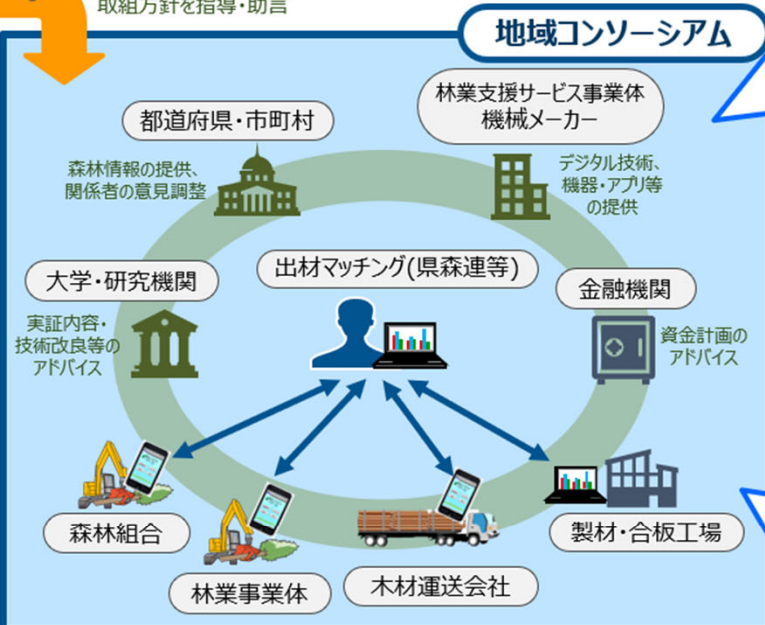
デジタル化
費用対効果
算定ツール

② デジタル林業戦略拠点構築推進事業 98,000千円



コーディネーター

第3者の視点で進捗を評価、
取組方針を指導・助言



地域が一体となったデジタル林業の自律的展開（林業DX）
（デジタル林業戦略拠点の構築）

地域の木材生産・流通の収益性を持続的に向上

基幹事業（実証活動、資機材購入費等を支援）

伐採・流通の効率化

- ・ICTを活用した生産管理（複数の現場の生産量等の情報共有・一元化）
- ・製材工場等の木材需要と山側の木材供給のマッチング
- ・木材輸送トラックの配車の効率化

など



提案事業（実証活動、資機材購入費等を支援）

再造林の省力・低コスト化

- ・植栽計画のデジタル化とGNSS活用による植栽作業の効率化
- ・ドローンを活用した苗木運搬
- ・遠隔操作下刈り機械の活用

など



デジタル水産業戦略拠点整備事業			URL	https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/digital_suisangyo/index.html (R8 予定)		
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8 年度当初予算	問合せ先
民間団体等	ソフト	定額	2月上旬 ～中旬	—	(百万円) 1,752の内数	農林水産省 水産庁漁政部企画課 03-3592-0731

<事業の内容>

デジタル水産業戦略拠点の計画策定等支援

これまで資源管理、生産、加工・流通・消費の個々に実施されてきたデジタル化の取組を面的に地域一体で取り組むデジタル水産業戦略拠点を創出するための計画策定に必要な地域コンソーシアムの開催や専門家の派遣等を支援します。

<事業イメージ>

デジタル水産業戦略拠点 (イメージ)

地域コンソーシアム

漁村地域の関係者によるデジタル技術を活用した協業



漁業者



加工業者



流通業者



消費者

期待される効果

○漁村地域の活性化

地域内での相乗効果も含め、水産関係者の所得の向上など、地域の活性化

○都市住民や外国人観光客も裨益

消費者の安心趣向への対応、食品ロスの削減、ワーケーション等によるQOL向上

○学ぶ場の提供

地域外のスマート水産業に興味のある漁業者や加工流通業者等に学ぶ場を提供

【参考】資源管理・生産・加工・流通・消費におけるデジタル技術の例



<事業の流れ>



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち グリーンな生産体系加速化事業			URL	(農産) https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/green/index.html (R8予定) (畜産) https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_tiku_manage/250515.html (R8予定)			農産はコチラ 	畜産はコチラ 
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算 (百万円)	問合せ先		
協議会、都道府県、 市町村、農業協同組合	ソフト	定額 1/2以内		随時	574の内数	農林水産省 技術普及課 (農産) 03-6744-2107 畜産局総務課畜産総合推進室 (畜産) 03-6744-0568		

産地に適した「環境にやさしい生産技術」と「省力化に資する技術」を取り入れるなど、グリーンな生産体系への転換を加速化するため、農業者、地方公共団体、民間団体等の地域の関係者が集まった協議会等が農産・畜産の産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援する。

< 事業の内容 >

1. グリーンな栽培体系加速化事業

環境にやさしい栽培技術※¹や気候変動適応技術※²とともに省力化に資する技術を取り入れたグリーンな栽培体系の検証や、検証に必要なスマート農業機械等の導入等を支援します。

※ 1 ア 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術（病害虫等の発生予察・予測、可変施肥、局所施肥、水稻有機栽培における先進的な除草技術、プラスチック被覆肥料の代替技術 等）

イ 複数の産地が連携して実施する環境にやさしい栽培技術

※ 2 高温等の影響を回避・軽減する栽培管理等の技術（遮光資材の導入等）

2. グリーンな飼養体系加速化事業

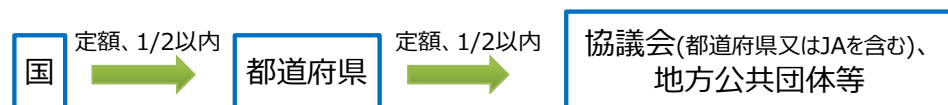
環境にやさしい飼養技術※³を取り入れたグリーンな飼養体系の検証を支援します。

※ 3 アミノ酸バランス改善飼料、ゲップ抑制に資する飼料添加物、バイパスアミノ酸によるGHG削減技術

〔支援内容〕

- ① 検討会の開催
- ② **グリーンな生産体系の検証**
- ③ ②に必要な**スマート農業機械等の導入等**（1の事業のみ）
- ④ グリーンな栽培・飼養体系の実践に向けた**栽培・飼養マニュアルの作成、産地戦略（指針・計画）の策定、情報発信（HP掲載等）**

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

以下の1又は2を検証

1 グリーンな栽培体系の検証

環境にやさしい栽培技術(例)



又は

気候変動適応技術(例)



省力化に資する技術(例)



選択 検証に必要な
スマート農業機械等の導入



2 グリーンな飼養体系の検証



栽培・飼養マニュアル・産地戦略（指針・計画）の策定

グリーンな生産体系の全国展開の加速化

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 (R7補正：スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策)			URL https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service.html https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/sumaten.html (いずれもR8予定)		1. の事業はこちら 	2. の事業はこちら 
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
民間団体等	ハード・ソフト	定額 1/2以内等	1月～4月 頃 (状況に 応じ随時)		2,530 (百万円) (R7補正予算：15,658)	農林水産省 技術普及課 03-6744-2107

< 事業の内容 >

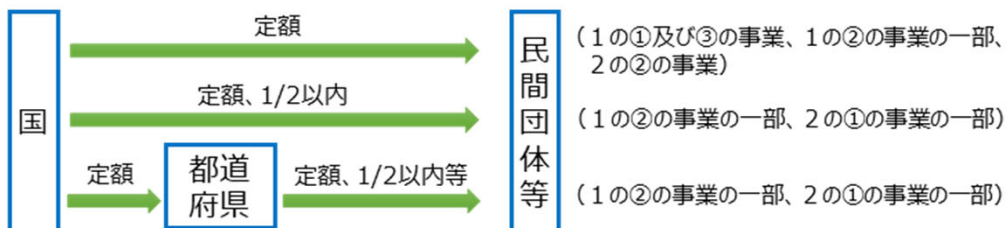
1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

- ①スマート農業技術と産地の橋渡し支援
スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。
【補助上限額：500万円】
- ②農業支援サービスの育成加速化支援
サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要施設整備等を一体的に支援します。
【補助上限額：(農業機械)1,500万円、3,000万円、5,000万円】
- ③農業支援サービスの土台づくり支援
サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援します。

2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

- ①スマート技術体系転換加速化支援
スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換等を行う産地の取組を支援します。
- ②全国推進事業
スマート農業技術を活用した先進的な取組の横展開を図るため、実証展示ほ場の設置やシンポジウムの開催等を支援します。

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

1. スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業

- スマート農業技術と産地の橋渡し支援 スマート農業技術の改良
- 農業支援サービスの育成加速化支援 (ソフト・セミハード・ハード)
 - ・ニーズ調査、人材育成、機械導入等への支援 (ソフト・セミハード)
 - ・食品事業者等と連携してサービス提供期間の長期化等に向けて取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要施設整備を支援 (ハード)
- (例) 一斉収穫サービスに対応した予冷施設の整備
- 農業支援サービスの土台づくり支援 「標準サービス」の策定等

2. スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

- スマート技術体系転換加速化支援
 - (例) 自動操舵システム＋直播栽培による作期分散 [水稻]
 - (例) 自動追従システム＋省力樹形・園地整備による栽培管理の効率化 [果樹・茶]
 - (例) AI選別＋大型機械による一斉収穫・選別 [畑作物]
 - (例) 高温障害の影響を低減する生育予測システム＋機械による一斉収穫 [露地野菜]
- 全国推進事業 先進的な取組の横展開

スマート農業技術開発・供給加速化対策			URL	https://www.affrc.maff.go.jp/docs/kaihatu_kyokyu_zigyo/index.html (R8)		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度補正予算 (百万円)	問合せ先
民間団体等 (公設試、大学を含む)	ソフト	定額	2~5の事業： R8.6.12~7.10 6の事業：終了		8,970	農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 03-3502-7437

< 事業の内容 >

1. 重点課題対応型研究開発（農研機構対応型）

民間事業者による研究開発等を加速させるため、農研機構による品目共通の基幹的技術や研究開発を促進する基盤的技術の開発を推進します。

2. 重点課題対応型研究開発（民間事業者対応型）

特に必要性が高いスマート農業技術の開発を促進するため、スマート農業技術活用促進法に基づく重点開発目標に沿った民間事業者による研究開発を支援します。

3. 低コスト・小型化等現場ニーズ即応型開発

中山間地域等の生産現場の即戦力となる技術の開発・実用化を推進するため、「低コスト」や「小型化」等の現場ニーズに基づく研究開発を支援します。

4. 先行的研究開発支援

スマート農業技術の研究開発を担う新たなプレイヤーの参画を推進するため、特に機動力、アイデアを有する高専や職業能力開発大学校等が行う民間企業と連携した供給につながる研究開発を支援します。

5. 技術改良・新たな栽培方法の確立の促進

開発技術を円滑に産地へ供給するため、メーカーとサービス事業者等によるプロトタイプの前段階における改良や技術に適合した新たな栽培方法の確立を支援します。

6. スマート生産方式SOP（標準作業手順書）作成研究

スマート農業技術の導入を推進するため、導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者を介した技術の運用方法等を検証し、標準化する取組を推進します。

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >



技術開発・改良
供給

現場への円滑な技術供給

SOPを活用した全国各地への普及

【お問い合わせ先】農林水産技術会議事務局研究推進課（03-3502-7437）

観光MaaS推進事業

URL

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000259.html

事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県若しくは市町村、民間事業者又はこれらを構成員とする協議会	ハード・ソフト	2/3	2月～3月	—	6,770の内数	国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課 03-5253-8980

- 交通事業においては、様々なサービスが複雑に入り組み、各コンテンツと交通事業が連携しておらず、交通起点の誘客や消費喚起ができていない。また、観光客らは地域の情報を事前に十分に入手することは困難であり、デマンドバスやライドシェアなど小規模サービスを満足に利用できていない状況にある。
- 交通事業者や観光コンテンツ等の連携・協働により多種多様なモビリティサービスを「一つのサービス」として利用可能とするMaaS(Mobility as a Service)の推進により、観光地へのアクセシビリティを改善し、地方誘客や「観光の足」確保を推進する。

事業概要（補助対象要件）

事業実施主体に交通事業者を1社以上含む事業で、以下の①～③を一体的に実施することで、**インバウンド含む観光客の観光地での周遊や観光消費の増加、オーバーツーリズムの未然防止・抑制等**に資する取組を支援。

① マルチモーダル×シームレスな移動体験の提供

鉄道、バス、タクシー、ライドシェア等の多種多様な交通モードを「一つのサービス」として広域かつシームレスに利用するためのMaaSアプリ等のサービス提供

マルチモードの参画

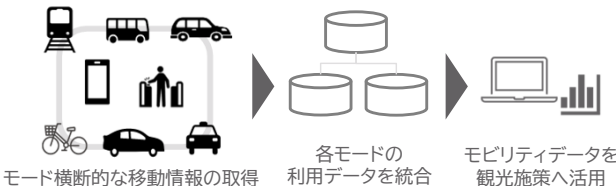
シームレスな移動体験



② データ活用を用いた行動変容施策

MaaSアプリやキャッシュレス決済システム等から取得したインバウンド客の属性、移動経路、観光消費額等のデータを分析し、地方誘客等を行う施策

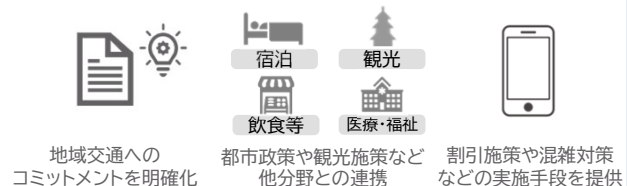
モード横断的なデータ取得



③ エンドコンテンツとの連携

交通手段と宿泊、観光、飲食等の観光分野のエンドコンテンツをパッケージで予約・購入可能なチケット販売など、MaaSアプリを起点とする周遊・消費促進

交通計画との連携 他分野連携 施策実施手段



事業要件

【補助対象事業者】

補助対象事業の実施に関係する者により構成される団体、地方公共団体又は民間事業者
※主たる構成員が「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに加入している必要があります。

【補助対象経費】

- システム開発に要する経費
- 端末整備等に要する経費
- 利用促進費
- システム利用料
- 実証運行費
- 交通情報のデータ化に要する費用
- その他費用
(研修、マニュアル作成、調査費等) 等

【補助率】

2 / 3

空き家対策総合支援事業			URL	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
市区町村・所有者、 NPO・民間事業者等	ハード・ソフト	1/2、2/5、 1/3、定額	4月～5月	1月～2月ごろ	5,900 (百万円)	国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室 03-5253-8508

空家法の空家等対策計画に基づき**市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等**に対して支援（事業期間：令和8年度～令和12年度）

空き家の除却・活用等への支援(市区町村向け)

<主な実施要件>

- 空き家の除却事業及び活用事業の実施(<補助対象事業>の①及び②)

※空家等管理活用支援法人を指定している場合又は
空家等活用促進区域を指定している場合は本要件を免除

<補助対象事業>

- ① 空き家の**除却**
ー特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等
- ② 空き家の**活用**
ー地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用するための改修
- ③ 空き家を除却した後の**土地の整備**
- ④ 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- ⑤ 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の**実態把握**
- ⑥ 空き家の**所有者の特定**
※上記①～⑥は、空き家再生等推進事業(社会資本整備総合交付金)でも支援が可能。
- ⑦ **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務
- ⑧ 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業(附帯事業)
ー行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等
- ⑨ ①～⑥の事業と一体となり、その効果を一層高めるために必要な事業(促進事業)

<主な補助率>

赤字はR8年度拡充事項

(空き家の所有者が実施する場合)

除却

国	地方公共団体	所有者
2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

(空き家の所有者が実施する場合)

活用

国	地方公共団体	所有者
1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

支援法人
業務

国	地方公共団体
1/2	1/2

※1法人あたり、補助期間最大3年
(空家等活用促進区域を指定している場合は制限なし)
※令和8年度より、支援法人業務の補助対象業務を追加

モデル的な取組への支援(NPO・民間事業者等向け)

- ①調査検討等支援事業(定額) ー創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援
- ②改修工事等支援事業(除却:2/5、活用:1/3) ー創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援

スマートアイランド推進実証調査事業

URL

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/smartisland.html>



事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算 (百万円)	問合せ先
民間企業・団体等及び地方公共団体を構成員に含むコンソーシアム	ソフト	委託	2月～4月	—	87	国土交通省 国土政策局離島振興課 03-5253-8421

企画提案を公募して実施する調査内容

- 各離島地域が抱える課題解決のためICTなどの新たな技術・知見を活用し、現地に実装するために検証が必要な事項について、実証調査を行う。
- 調査対象となるフィールドは離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく**離島振興対策実施地域**とし、調査に当たっては、現状の課題、課題を踏まえた振興のビジョンを考慮するとともに、調査で得られた結果をもとに他地域への横展開を行うことを念頭に置いて実施するものとする。
- 調査対象となる分野は、離島自治体が特に取り組むべき交通、医療・介護、行政・住民サービス等の分野を重点対象とする。ただし、同法に基づく離島振興基本方針に掲げるそれ以外の各分野についても、重点対象を中心的な調査対象とする場合には関連する調査対象として含めて構わないものとする。
- 実装に向けたロードマップの具体化や実装技術の標準化により、実証後の実装・横展開を重視する。

実証調査のイメージ

島の課題

省人化・省力化に資する自律航行船によるオンデマンド水上タクシーを導入し、離島航路の維持を図りたいが、離島では利用者が少ないことから、事業として採算性の確保が困難。

実証内容

貨客混載等の多用途化により、離島航路の確保に資する効率的な海上交通体系のモデルを検証する。

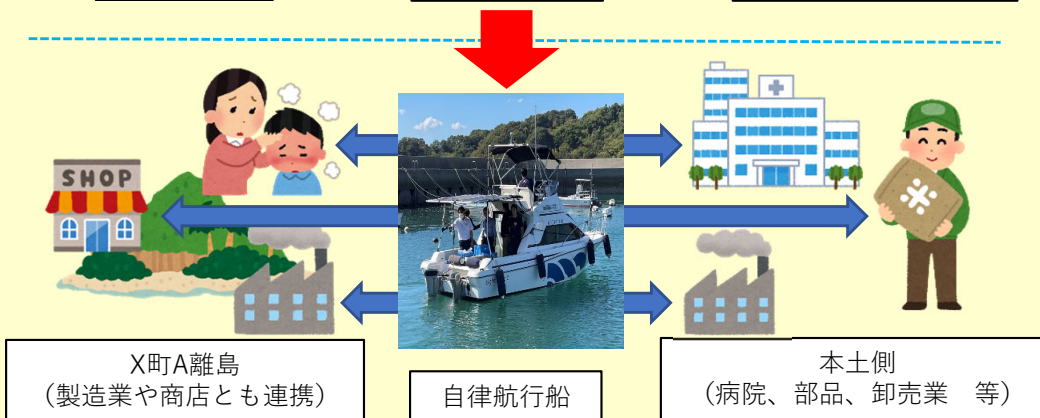
実施体制（コンソーシアムの組成例）

【調査対象フィールド】 【構成員】 ※複数の離島・自治体を含む組成を妨げない。

X町

A
離島

- ・ A離島を有する自治体（X町）
- ・ ○○会社（自律航行技術担当）
- ・ 既存航路運航事業者
- ・ 島内外の商店、商工会等（物流担当）
- ・ △△会社（ニーズ・データ分析担当）等



ラストマイル配送効率化促進事業			URL	https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000294.html		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度補正予算 (百万円)	問合せ先
ラストマイル配送の持続可能な提供の確保に取り組む地方自治体、荷主、物流事業者が参画した協議会等	ハード・ソフト	1/2以内	4月～6月		175	国土交通省 物流・自動車局物流政策課 03-5253-8799

事業概要

- **荷主・物流事業者・地方自治体等の多様な主体が連携しながら、物流負荷の軽減に向けた受取拠点の整備、貨客混載・共同配送の推進、ドローン等の活用**などを図る先進的な取組を支援する。

① 物流を支える地域の受取拠点の整備

- 地域住民がネットスーパー等の商品を近隣の**公民館、飲食店、コンビニ、宿泊施設、郵便局**等で**受け渡すことができる拠点の整備**等を支援



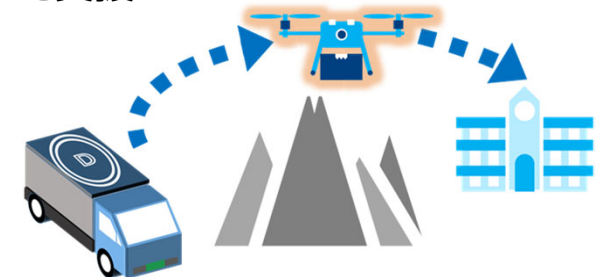
② 過疎地域等での貨客混載・共同配送

- **地域の輸送資源を最大限活用**するための**貨客混載、共同配送**等に取り組む際の**資機材の導入**や**集配拠点の整備**等を支援



③ ドローン等の新たな輸送手段の活用

- **共同配送の核となる拠点から相当程度離れたエリアで、トラック輸送を補完**する配送手段として**ドローン等**を**活用**する際の**配送拠点の整備**等を支援



地域の宅配便ドライバーの負担の軽減を図り、配送サービスの水準の維持とラストマイル配送の持続可能な提供の確保を実現

ドローンによる支援物資の安全輸送管理体制構築事業			URL	https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000299.html		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度補正予算 (百万円)	問合せ先
災害時のドローン物資輸送を想定する民間企業等	ハード・ソフト	1/2	6月～7月		40	国土交通省 物流・自動車局物流政策課 03-5253-8801

事業の目的

○災害時の物資輸送体制の維持・確保のため、**大型ドローン等**を活用した重量物の輸送や長距離輸送を可能とする体制の構築に向けた訓練等の取組を支援し、**ドローンを活用した災害対応力の深化**を図る。

事業の内容

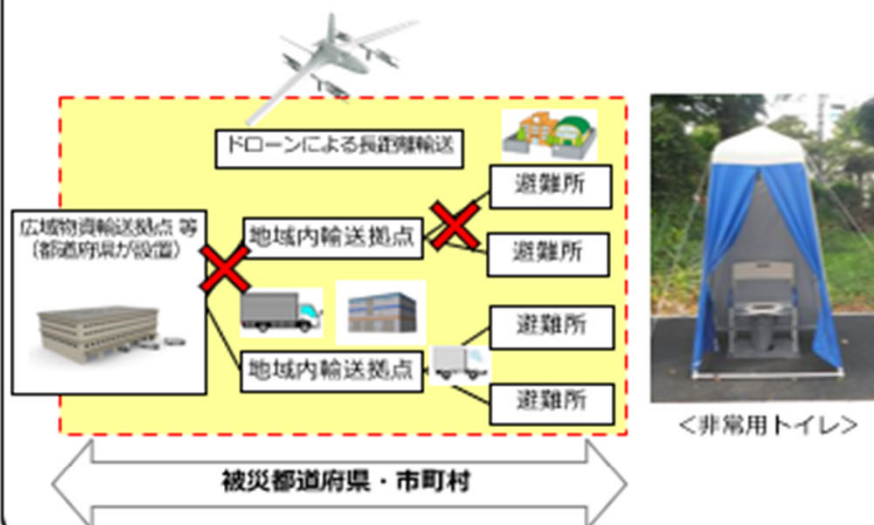
（現状及び課題）

- ・能登半島地震の災害対応では、道路が遮断され車両による物資輸送が困難な地域において、ドローンを活用して迅速に支援物資を輸送した。
- ・一方、比較的軽量なものを限られた範囲内で輸送することを前提としたドローンでは、輸送可能な物資が限定的となる点が課題。

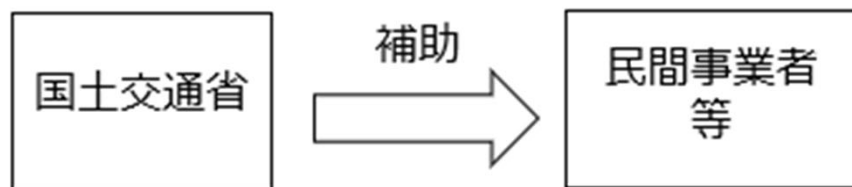
（取組内容）

災害時を想定した物資輸送について、大型ドローン等による重量物（非常用トイレ、発電機等）の輸送や、取り扱う病院が限られる特殊な医薬品等の長距離輸送の運用に向けた訓練を実施する。

実施イメージ・具体例



事業のスキーム



事業により得られる効果（アウトカム）

大型ドローンを活用した重量物の輸送や長距離の輸送を可能とする体制を構築することで、災害対応力の深化を図り、被災者の避難生活環境の改善に寄与する。

運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム 社会実装促進事業のうち、次世代燃料・物流効 率化による物流脱炭素化促進事業			URL https://www.env.go.jp/air/car/transportation/index.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
地方公共団体、 民間事業者・団体等	ハード・ソフト	1/2	3～5月		1,415の内数	環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 03-5521-8301

運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業（一部 農林水産省・国土交通省連携事業）



【令和8年度予算（案） 1,415百万円（1,415百万円）】



運輸部門を始めとするモビリティの脱炭素化に不可欠な先進的システムを実証し、社会実装を前提とした脱炭素輸送モデルの構築等を図ります。

1. 事業目的

- 電動化を始めとする運輸分野の脱炭素化に向けた技術の進展（基礎研究や製品開発）は動きが速いものの、関係者間の連携や社会受容性を高めるための取組が十分ではなく、社会実装が進まないことが課題となっている。
- そのため本事業では、社会的な課題等を踏まえ優先的に取り組むべきと国が定めた分野について、先進的な技術やシステム等を導入し、環境負荷削減効果を把握・検証するとともに、社会実装する上で課題となる障害等の解決策を検討する。これにより、有望な要素技術の社会実装を促進する脱炭素輸送モデルを構築し、運輸部門を始めとしたモビリティの脱炭素化の加速化を図る。

2. 事業内容

(1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

車両の電動化に付随して開発されてきた様々な先端技術・システム等を実社会へ導入するためのモデル実証や、電動化を支える技術・システム上の課題解決のためのモデル実証を実施する。

例えば、商用車におけるエネマネ、車載型太陽光パネル、非接触給電、バッテリー（LiB）の統一的に評価するための閾値の整理等の実証を想定。

(2) 次世代燃料・物流効率化による物流脱炭素化促進事業

重量車両等の電動化困難領域における脱炭素化や物流効率化に必要な技術的課題に対応する、革新的な取組（水素内燃機関、ドローン配送、自動搬送車両等）のモデル的な実証を行う。

(3) 農業機械の電動化促進事業

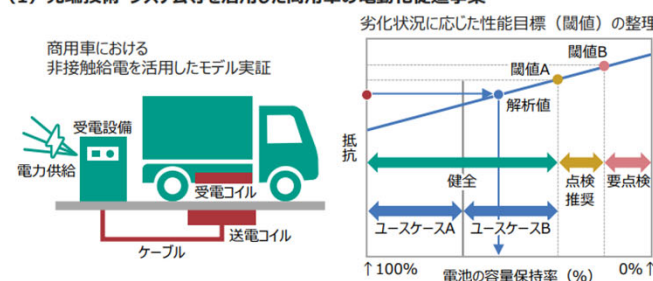
多様な現場において電動農機の利用及び生産性向上のモデルケースを形成する実証を行い、今後の電動農機の普及・用途拡大につなげる。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託（1）～（3）、直接補助事業（補助率：1/2）（1）、（2）、間接補助事業（補助率：2/3）（3）
- 委託先及び補助対象：地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間：（1）～（2）令和6年度～令和10年度、（3）令和7年度～令和9年度

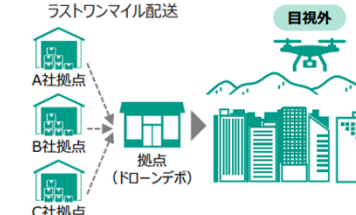
4. 事業イメージ

(1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業



(2) 次世代燃料・物流効率化による物流脱炭素化促進事業

共同輸配送 + ドローン配送によるラストワンマイル配送



(3) 農業機械の電動化促進事業

多様な現場でのモデルケースの構築



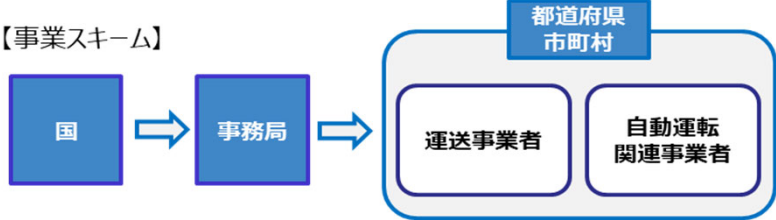
お問合せ先：環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301

地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転社会実装推進事業)			URL	https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000066.html			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度補正予算	問合せ先	
地方公共団体	ハード・ソフト	最大4/5	3月下旬～ 4月下旬		(百万円) 35,204の内数	国土交通省 物流・自動車局 技術・環境政策課 03-5253-8592	

- 自動運転は、人手不足や交通事故の削減等、地域公共交通が抱える課題に対する解決手段の一つとして期待
- 地方公共団体による、レベル4自動運転移動サービス実装に係る初期投資を支援

対象事業者	地方公共団体（都道府県・市町村）
補助率	4 / 5
申請条件等	・遅くとも2027年度末までに L4 実装（全区間） ・未達成となった場合には、補助金の一部を返還
対象事業イメージ	・定時定路線型の自動運転移動サービス ・特定のポイント間で運行するデマンド型の自動運転移動サービス 等
補助対象経費	・車両購入費・リース費・車両改造費・自動運転システム構築費 ・リスクアセスメント、ルート選定等の調査費 等

支援の枠組み	(1) 重点支援（補助上限額：4億円）
	○地域公共交通の先駆的・優良事例として横展開できる事業
	(2) 一般支援（補助上限額：2億円）
	○上記を除く、早期にレベル4達成が見込まれる事業
	(3) 省人化支援（補助上限額：0.2億円）※補助率2/5
	○レベル4自動運転移動サービス実装に係る初期投資として、L4実現後も自動運転サービスの省人化向上に資する技術的課題解決の取組みを支援

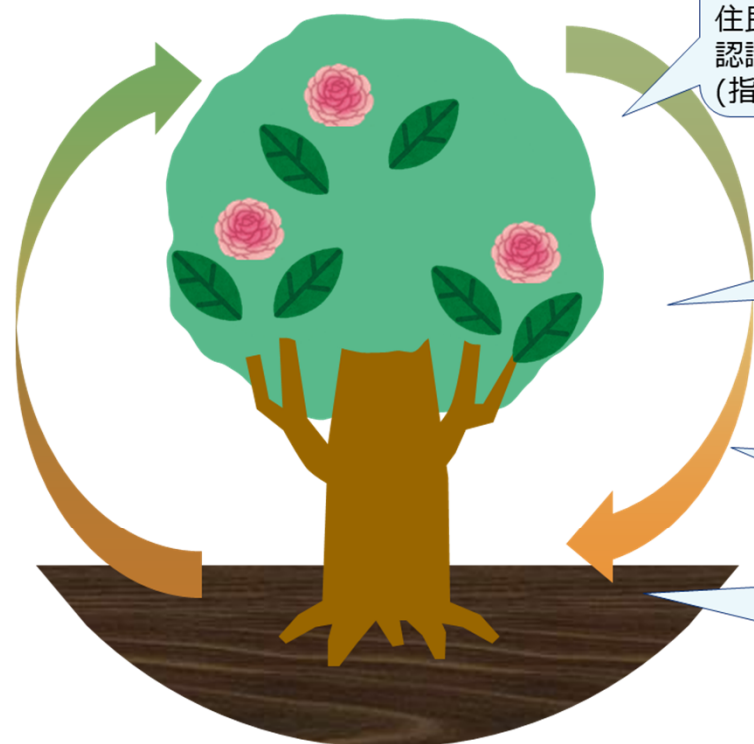


1人が複数車両を
遠隔監視する「1対N」

ローカル・ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着促進に向けた調査・分析（中小企業実態調査委託費）			URL	https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki_kigyou_kyousei/index.html （R7）		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
民間事業者等	ソフト	委託	—	—	400 (百万円)	中小企業庁 商業課 03 - 3501 - 1929

ローカル・ゼブラ企業を創出・育成する地域エコシステムの構築・定着を図るため、ローカル・ゼブラ企業等の事業が創出する地域経済へのインパクト等を考慮した投融資戦略・手法の導入に向けた環境整備及び全国各地での事例創出のための調査・分析を行う。

<ローカル・ゼブラが創出するインパクト>



花：地域に現れる成果

住民のWell-being向上や地域活性化、Civic Prideの向上など、地域の内外から認識しやすい変化
(指標例：住民Well-beingの向上、地域GDPの増加)

葉と幹：地域単位での資本の事業化と価値創出

ローカル・ゼブラや域内外の関係者による地域での起業や事業。
地域資本を地域へのインパクトに変換する。
(指標例：地域資本の事業活利用率、新規事業創出数)

循環：地域資本と事業成果の還流

地域資本が活用された事業が興り、その結果が地域資本に還元されるという循環がまわっているか
(指標例：地域資本循環率、地域経済循環率)

土壌と地盤：未来の価値を生み出す地域資本や文化

コミュニティの価値観。チャレンジや新しいものを受け入れる風土や、その土地に根差すものを大事にする風土や、その土地に元々ある文化や歴史、自然環境や地理条件等。(指標例：地域資本の厚み、自治意識、住民同士の適度な繋がり)

*：特に循環等の指標については、地域全体を俯瞰する目線が必要となるため、地域事業づくり会社等が専門家と連携をしながら策定、活用していくことが期待される。具体的には、地域資本循環率は空き家活利用率、未利用資源活利用率、地域経済循環率は地域内付加価値循環率、域内調達率等、地域資本の厚みは地域内コミュニケーション密度等を想定。

地域の社会課題解決に向けたデジタルライフライン整備加速事業（うち、ドローン航路）

URL

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digital_architecture/lifeline.html



事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度補正予算	問合せ先
民間企業等	ソフト	2/3, 1/3	調整中		1,549の内の数 (百万円)	経済産業省 情報経済課 03-3501-0397

事業の内容

事業目的

人口減少が進む中でもドローン・自動運転等のデジタルによる恩恵を全国津々浦々に行き渡らせるため、「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づき、ドローン航路、自動運転サービス支援道、インフラ管理DX等の各プロジェクトについて全国展開を加速する。

事業概要

以下（１）～（３）の通り、ドローン航路や自動運転サービス支援道、インフラ管理DX等について、「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づき、これまでの実証事業を通じて開発したシステムの商用稼働を目指し、事業性の検討、必要なシステムの機能拡充、仕様等の改訂、その他必要な調査等を行う。

- （１）アーキテクチャ設計等：各プロジェクトに必要なアーキテクチャ（システム全体の見取り図）を設計するとともに、セキュリティインシデントへの対応フレームワークを構築する。
- （２）システムの開発・拡張・実装等：これまでの実証事業等を通じて開発したシステムについて、（１）のアーキテクチャ設計を基に、社会実装に必要なシステムの開発・拡張・導入等を行う。
- （３）仕様書の作成・標準化等に向けた調査：既存の標準仕様や国際標準等との整合を取りつつ、システム導入・開発時に生じた課題に対応できる仕様書等の改訂等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）アーキテクチャ設計等



（２）システムの開発・拡張・実装等



（３）仕様書の作成・標準化等に向けた調査



成果目標

「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づき、令和８年度を目安に、ドローン航路については全国の一級河川上空100kmや全国の送電網上空1万kmで整備する。また、インフラ管理DXについては全国の主要都市10箇所において実装を開始する。

地域医療の充実のための遠隔医療補助事業 (遠隔医療設備整備事業)

URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024.html

事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算	問合せ先
都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び附属機器等の購入費	2 分の 1	4 月頃	—	100 (百万円)	厚生労働省 医政局総務課 03 - 3595 - 2189

1 事業の目的

この事業は、情報技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

情報通信機器を活用して病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。また、患者の通院負担軽減や医師の移動負担軽減、医療資源の柔軟な活用などの観点から、情報通信機器を活用して、医師と患者間における遠隔地からの診療を行う。

医師—医師間(D to D)

医師—患者間(D to P、D to P with N 等)

遠隔病理診断

遠隔画像診断

遠隔手術指導

遠隔診療（オンライン診療）

【概要】

体組織の画像や顕微鏡の映像を送受信するなどし、遠隔地の医師が、特に手術中にリアルタイムに遠隔診断を行う。

【効果】

リアルタイムで手術範囲の決定など専門医の判断を仰ぐことができる。

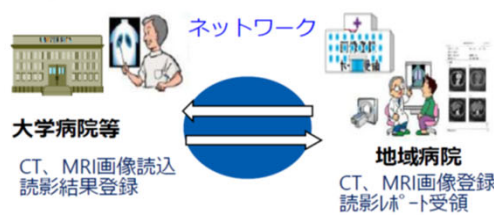


【概要】

X線写真やMRI画像など、放射線科で利用される画像を通信で伝送し、遠隔地の専門医が診断を行う。

【効果】

専門医による高度で専門的な診断を受けられる。



【概要】

手術中の術野映像、患者のバイタルデータ等をリアルタイムに遠隔地の医師へ共有し、指導を受けながら手術を行う。

【効果】

医療の地域間格差の解消、地域に勤務する若手医師の教育支援等につながる。

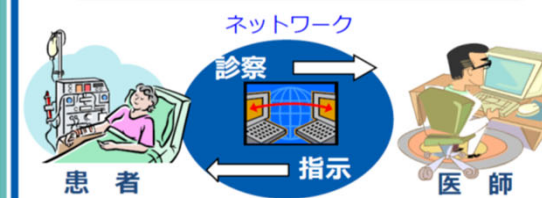


【概要】

医師—患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為をリアルタイムで行う。

【効果】

医療に対するアクセシビリティを確保し、よりよい医療を得られる機会を増やすことができる。



指定管理鳥獣対策事業費

URL

<https://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index2.html>



事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
都道府県・協議会 市町村（クマ間接交付）	ソフト	交付金（補助率1/2、2/3、定額）		1月～2月頃	5,250（百万円） ※国際観光旅客税財源を含む	環境省自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室 03-5521-8285

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）の捕獲や被害対策等を支援します。

1. 事業目的

- ・指定管理鳥獣の保護・管理強化するため、専門人材の育成・配置や緊急銃猟実施体制の構築を支援する。
- ・ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
- ・クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

2. 事業内容

（1）鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

- ①認定鳥獣捕獲等事業者等の育成
- ②指定管理鳥獣管理専門人材の配置（都道府県での専門人材雇用）
- ③緊急銃猟実施対応等実務者の育成（都道府県・市町村での捕獲従事者等の育成）
- ④緊急銃猟実施対応等実務者の配置（都道府県・市町村での捕獲従事者等の雇用）
- ⑤危険鳥獣出没時の体制構築（出没対応訓練等）

（2）ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定等
- ②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進
- ④ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成
- ⑤ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援

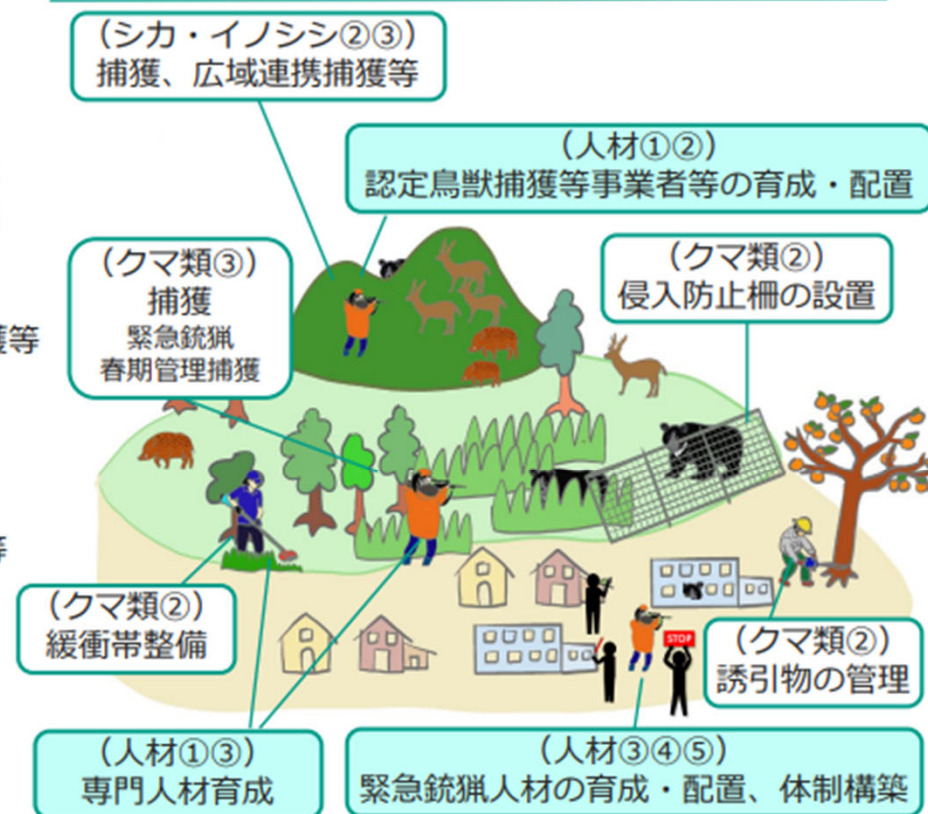
（3）クマ類総合対策事業

- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置等）
- ③クマ類の捕獲等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/2、2/3、定額）
- 交付対象 都道府県（一部市町村への間接補助）、協議会
- 実施期間 平成26年度～

4. 事業イメージ



中山間地域等直接支払交付金		URL	HP 事例等① 事例等②		https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/ https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/attach/pdf/index-105.pdf https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/attach/pdf/r0501-10.pdf		 HP	 事例等①	 事例等②
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度予算概算決定	問合せ先			
農業者の組織する 団体等	ソフト	定額	～ 6 月		(百万円) 28,460	農林水産省農村振興局 地域振興課 03-3501-8359			

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

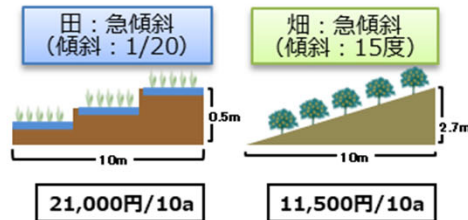
1. 中山間地域等直接支払交付金

27,560百万円（前年度 27,560百万円）

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

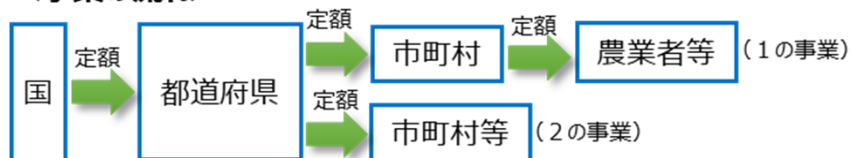
※1 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

900百万円（前年度 900百万円）

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

< 事業の流れ >



- 【対象地域】中山間地域等
（地域振興 8 法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）
- 【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地
- 【対象者】集落協定又は個別協定に基づき 5 年以上継続して耕作を行う農業者等
- 【集落協定等に基づく活動】
- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
 - ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）
- 【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）※2	10a 当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 （超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可） 棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） （超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可）	10,000円 （田・畑） 14,000円 （田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 （田・畑）
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】 ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	10,000円（最大※3） （地目にかかわらず）
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】 スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	5,000円 （地目にかかわらず）

※2 第 5 期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
（～5ha部分）10,000円/10a、（5ha～10ha部分）4,000円/10a、（10ha～40ha部分）1,000円/10a

（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

多面的機能支払交付金			URL	HP 事例等	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/240527.html	
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算 (百万円)	問合せ先
農業者等の組織する 団体	ソフト	定額	～6月	1月～2月	50,048	農林水産省農村振興局 農地資源課多面的機能支払推 進室 03-6744-2447

< 事業の内容 >

1. 多面的機能支払交付金 48,463百万円（前年度48,463百万円）
- ① 農地維持支払
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価 (円/10a)

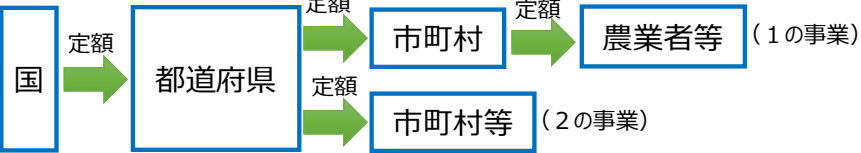
	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

- ※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585百万円（前年度1,585百万円）
- 制度の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



< 事業イメージ >

農地維持支払

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- 水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- 老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実 施 主 体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400
		畑	240
		草地	40
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400

項目		交付単価 (円/10a)
環境負荷低減の取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	800
	長期中干し	4,000
	冬期湛水	8,000
	夏期湛水	3,000
	中干し延期	4,000
	江の設置等	3,000
	作溝実施	3,000
	作溝未実施	

項目	交付単価
組織の体制強化への支援	40万円/組織する場合

※広域活動組織内の複数の集落をまたいで共同活動を行う班

重層的支援体制整備事業 (地域づくり事業)		URL	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/index.html			 HP
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	R 8 年度当初予算	問合せ先
市町村	ソフト	下表のとおり	—	—	84,381 ^(百万円) (内数)	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 (代表)03-5253-1111(内線)2289

事業目的

○ これまで介護・障害・こども・生活困窮それぞれの分野で行っていた地域づくりに関する事業を、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業として一体的に実施。

= 既存制度間の連携を強化し、包括的な支援体制の整備 (※) を促進する。

(※) 地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制を整備すること。

事業概要

○ 一体的実施の対象となる事業は以下のとおり。

分野	事業名	根拠規定	負担率・補助率
介護	一般介護予防事業	介護保険法第115条の45 第1項第2号	国 25/100、都道府県 12.5/100、市町村 12.5/100、 1号保険料 23/100、2号保険料 27/100
	生活支援体制整備事業	介護保険法第115条の45 第2項第5号	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、 市町村 19.25/100、1号保険料 23/100
障害	地域活動支援センター事業	障害者総合支援法 第77条第1項第9号	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、 市町村 25/100
こども	地域子育て支援拠点事業	子ども・子育て支援法 第59条第9号	国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	(法律上の根拠なし)	国 1/2、市町村1/2

○ 一体的実施にあたっては、地域に既に「ある」ものを活かすことを前提に、現状の社会資源（場・活動・サービス・情報等）を幅広く把握した上で、以下を行うこととする。

① 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。

② 世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場を整備する。

③ 地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う。

※ なお、重層的支援体制整備事業として実施するためには、上記事業の一体的実施に加え、各分野の相談支援に関する事業の一体的実施、既存分野の事業等のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための事業（多機関協働事業等）もあわせて実施することが必要。

地域くらしサービス拠点推進事業

URL

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kaimonoshien/pdf/tiikikurashi.pdf>

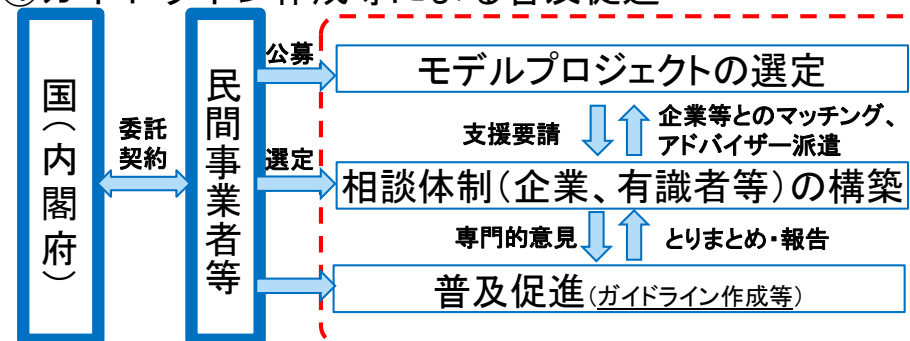
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算 (百万円)	問合せ先
市町村等	ソフト		5 月～ 6 月頃		26	内閣府 地方創生推進室 03-6257-1413

事業概要・目的

- 地方において、人口が急減する地域が顕在化していく中、中山間地域を中心に日常生活に必要なサービス（買物、行政機能、医療・福祉、交通、防災など）の提供が困難となっています。
- こうした状況を改善するため、既存施設や民間のノウハウを活用しつつ、1 か所で複数のサービスを提供する、総合的な拠点づくりを推進することにより、低コストかつ効率的にサービスを提供していく必要があります。
- このため、モデルプロジェクトを選定し、企業等と自治体のマッチングや課題解決のための有識者等の現地派遣により、拠点の構想づくりを支援するとともに、ガイドライン作成等により、この全国展開を図ります。

事業イメージ・具体例

- ①モデルプロジェクトを公募・選定
- ②モデルプロジェクト推進のため、「くらしサービス」に必要なノウハウを持つ企業等や先駆的な取組の実務経験者などの有識者等から成る相談体制の構築
- ③企業等と自治体のマッチングや課題解決のための有識者等の現地派遣による構想づくりの支援
- ④ガイドライン作成等による普及促進



資金の流れ



期待される効果

- 人口減少下において、日常生活に必要なサービスを低コストかつ効率的に維持していくため、既存施設や民間のノウハウを活用しつつ、複数のサービスを1 か所で提供する、総合的な拠点づくりを推進します。

市町村管理構想・ 地域管理構想策定推進対策

URL

HP
事例等

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html
https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000131.html



HP



事例等

事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算 (百万円)	問合せ先
市町村・地域	ソフト		3 月～ 4 月頃		13	国土交通省 国土政策局 総合計画課 国土管理企画室 03-5253-8359

- 人口減少・少子高齢化の中で適切な国土管理を推進するため、「国土の管理構想」（令和3年6月）に基づき、土地の現状把握と将来予測をもとに、管理の優先度や管理方法、土地の管理の在り方等を検討する、国土利用計画の実行計画としての役割を担う管理構想を、都道府県、市町村、地域の各レベルで策定することが重要となる。
- 令和8年度は、より実効性のある管理構想の取組促進を目指し、民間企業やNPO等の多様な主体が連携した国土利用・管理の在り方について調査検討を行うとともに、取組普及を底上げするための人材育成を行う。

■調査内容

① 多様な主体が連携した取組の促進

- 民間企業やNPO等の主体が取り組む国土管理の事例収集を行うとともに、官民が連携して取り組む管理構想の実証調査を行い、それらの結果を踏まえ、官民連携した管理構想の促進にあたっての留意点等について調査検討を行う。

② 取組普及の底上げのための人材の育成強化

- 市町村等の管理構想の理解促進を図り、市町村による地域の管理構想策定の側面支援等が可能となるよう、市町村等の人材の育成強化を行うための研修を企画・実施する。

（参考）地方創生2.0基本構想 施策集（令和7年6月13日）（抄）
第1章 政策の5本柱

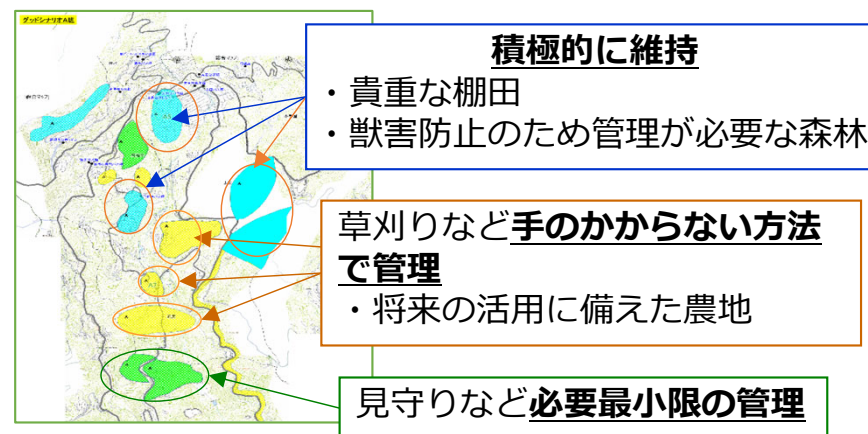
1. 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

（94）人口減少下に適応した国土利用・管理の推進

担い手不足が懸念される地域においても適切な国土利用・管理が行われるようにするため、民間企業やNPO等の多様な主体が国土利用・管理に参画するよう促すとともに、国・地方が連携し、都市・農地・森林等の個別の土地利用に係る様々な行政計画・事業との整合・連携強化を図り、地域の課題解決に総合的に取り組む。

（国土交通省国土政策局総合計画課）

○地域管理構想図の例



○民間企業による 国土管理の例

（右）人事研修の一環として
里山林を管理
（左）病虫害対策として伐採
した木を利用してウイスキー
樽を製造



サントリーホールディングスHPを基に国土交通省作成

物流効率化推進事業 (旧 モーダルシフト等推進事業)

URL

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms_subsidy.html



事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
荷主企業及び貨物運送事業者等物流に係る関係者によって構成された協議会で、予め大臣の認定を受けた者	モーダルシフト等の物流効率化の取組について物流効率化法に基づく「総合効率化計画」の策定経費や、「認定総合効率化計画」に基づく初年度の運行経費	定額 1/2以内 2/3以内	4月～6月		31.4 (R7年度補正予算：70)	国土交通省 物流・自動車局 物流政策課 03-5253-8799

実施に向けた主な流れ

- 協議会の立上げ
・物流事業者、荷主等の関係者による物流効率化に向けた意思共有
- 協議会の開催
・関係者の参集、輸送条件に係る情報やモーダルシフト等の実現に向けた課題の共有及び調整、CO₂排出量削減効果の試算 等
計画策定経費補助
- 総合効率化計画の策定
・協議会の検討結果に基づき、物流効率化法に規定する「総合効率化計画」の策定
- 総合効率化計画の認定・実施準備
- 運行開始
運行経費補助

補助上限・補助率

上限総額
500万円

省人化・自動化機器導入
上限300万円
(補助率：1/2以内)

計画策定経費補助
上限200万円
(補助率：定額)

上限総額
1,000万円

省人化・自動化機器導入
上限500万円
(補助率：2/3以内)

運行経費補助
上限500万円
(補助率：1/2以内)

省人化・自動化への転換・促進を支援

<省人化・自動化機器の導入例>

- ・荷物の保管場所から荷さばき場までの無人搬送車での移動
- ・ピッキングロボットや無人フォークリフトを使用したパレット、コンテナ等への荷物の積付け



無人搬送車



ピッキングロボット



無人フォークリフト

地域公共交通確保維持改善事業

URL

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html



事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
協議会 事業者等	ハード・ソフト	1/3、2/3、 1/2、定額 等	令和8年2月下旬 以降（予定）等		20,560 (百万円)	国土交通省総合政策局地域交通課 03-5253-8396

「取組方針2025」に基づいた「交通空白」の集中的解消

複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化

■ 共同化・協業化による地域交通の持続可能性確保

- 複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化の後押し
(運転者や車両等の輸送資源を共同化してサービスを提供する場合における調査、合意形成、車両・システム・運行費等への支援)



複数事業者による
共同化

- 『『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム』パイロット・プロジェクト推進
(複数分野の地域の輸送資源のフル活用の推進等)

- 自治体等を核とした地域交通の連携体制強化
(地域公共交通計画の検討、関係事業者との連携、移動手段の提供等の自治体が担うべき機能を補完・強化する団体の立ち上げ、人材育成、運営等への支援)

- デジタル技術活用による事業者・他分野連携の推進

■ 地域公共交通計画・協議会のアップデート等への支援

- 「交通空白」解消に向けた実態把握・モビリティデータの利活用や、共同化・協業化等に必要な地域公共交通計画の策定・変更 への支援

- 共同化してサービスを提供するための事業計画策定 等への支援

■ 財政投融资（共同化・協業化、DX・GX投資への出融資）

※ 新たな制度的枠組みの構築を併せて実施

■ 集中対策期間における「交通空白」解消

- デマンド交通・公共ライドシェア等の移動手段確保の後押し
(調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援)



公共ライドシェア

訪日外国人旅行者6,000万人に向けた「観光の足」の確保

■ 訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）

- 公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
- 乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
- 多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備、誘客や周遊円滑化に向けた路線バス等の二次交通基盤整備

自動運転の事業化促進など地域交通の生産性向上等の推進

■ 自動運転の事業化に向けた重点支援

- 地域交通DX(COMmmONS等)による生産性等の向上
(システム標準化の推進、キャッシュレス決済の導入等支援)

- EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援



自動運転バス

■ ローカル鉄道再構築

(再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援)

- 地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）
(地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援)



ハイブリッド気動車イメージ
新造車両・ICカードの導入

地域公共交通の維持・確保等

■ 生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等

- 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
- バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援

- 地域鉄道における安全対策
- 安全に問題があるバス停の移設等

半島振興広域連携促進事業		URL	HP・事例等 https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000135.html (R7)				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
都道府県・市町村等	ソフト	1/2	1月～2月頃		60 (百万円)	国土交通省 国土政策局 地域振興課 半島振興室 03-5253-8425	

目 的

全国平均を上回るペースで人口減少・高齢化が進行している一方、我が国の食料の安定供給拠点であるなど、国土政策上の重要な構成要素である半島地域の自立的発展、定住の促進を図るため、多様な主体が連携・協力して実施する広域的な取組の促進を図るための支援を実施する。

制度の概要

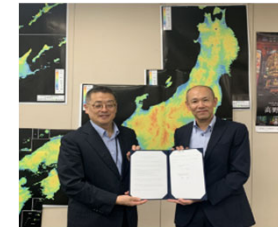
改正半島振興法を踏まえ、半島地域の自立的発展に向けた交流・定住促進、産業振興、防災・物流強化を図るため、半島地域の様々な主体の取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策を支援する。

※下線部分につき令和8年度拡充

- **対 象**：地域の特性を活かしながら、複数の取組主体により広域的に実施される以下の事業
 - ・ **交流・定住等促進事業**：交流活動、地域情報発信、定住情報提供、定住環境整備 等
 - ・ **産業振興事業**：特産品開発、特産品販売促進
 - ・ **防災・物流強化事業**：防災体制構築、災害時を想定した物流強化
防災環境整備（簡易な施設整備）
- **補助対象**：道府県、市町村等（協議会形式）
- **補 助 率**：道府県、市町村等…事業費の1/2以内



多様な地域資源を活かした
特産品開発、販路拡大



多様な主体が
連携・協力した
広域的な防災協定



ドローンを活用した
新スマート物流
実装事業の取組

豪雪地帯安全確保緊急対策交付金		URL	HP・事例等 https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000150.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算	問合せ先	
道府県 市町村	ソフト	定額、1/2	随時	11月頃	54 (百万円)	国土交通省 国土政策局 地域振興課 03-5253-8404	

概要

- 豪雪地帯において除排雪時の死傷事故が多発していることを踏まえ、将来を見据えた戦略的な方針の策定と、持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む自治体（道府県及び市町村）を支援する。

対象事業

※下線部分につき令和8年度拡充

- **地域安全克雪方針策定事業**（補助率10/10） ※事業実施主体は市町村
 自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための地域のルールや各主体の取組を定める地域安全克雪方針の策定に対して重点的な支援を行う。（関係機関との事前調整を含む）
- **安全克雪事業**（補助率1/2） ※事業実施主体は道府県・市町村
 地域の除排雪体制整備や安全対策の普及など方針策定に並行して行う試行的な取組や、方針に位置づけた除排雪体制の定着に向けた実装化の取組（方針策定後3年以内）に対して支援を行う。
 - ＜試行的な取組の例＞
 - 地域の除排雪の体制づくり（除排雪体制の構築、除排雪のための装備・資機材の購入、堆雪場等としての一時使用 等）
 - 要援護世帯等における除排雪の支援（要援護世帯等への屋根雪下ろし・間口除雪支援 等）
 - 所有者不明空き家の屋根雪下ろし等による落雪被害防止に係る体制づくり
 - 安全講習会の開催等、除排雪の担い手の育成（移住間もない世帯への支援を含む）
 - 克雪住宅化やアンカー設置に関する普及活動
 - 除排雪に関する自動化、省力化等に資する技術の導入
 - ＜実装化の取組の例＞
 - 地域の除排雪体制の定着（地域間の連携体制の構築、除排雪活動の担い手の増加・定着、安全な除排雪作業の浸透、除排雪業務の効率化 等） 等



雪下ろし実技講習

地域生活圏形成リーディング事業 (調査業務)		URL	HP (地域生活圏サイト) https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000164.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算	問合せ先	
官民で構成される協議会等	ソフト	2/3以内 1/2以内 定額	4～5月		(百万円) 39の内数 (R 7 補正予算: 600の内数)	国土交通省 国土政策局 地方政策課 03-5253-8369	

- 人口減少、少子高齢化が進むことにより、地域の暮らしを支える中心的生活サービス提供機能が低下・喪失するおそれがある中、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「**地域生活圏**」の形成を目指すことが重要であり、その担い手である**主体の育成が急務**である。その際には、①官民パートナーシップによる「主体の連携」、②分野の垣根を越えた「事業の連携」、③行政区域にとらわれない「地域の連携」の観点を踏まえることが必要になる。
- 「地域生活圏形成リーディング事業」では、「**地域生活圏**」の形成に資する**先導的な取組や人材育成**に対し費用の支援を行うことにより、地域の多様なステークホルダーから構成される**主体の育成**を図り、将来に向かって自立可能な事業を構築する「地域生活圏」の形成を強力に推進する。

1. 先導的な取組への支援

- 地域の課題把握や必要とされるサービスの検討や、官民が連携した主体のもとで行われる事業に対し支援を行う。

【支援対象者】

共助・共創の観点から日常の暮らしに必要なサービスの提供に取り組んでいる民間団体を含む、官民で構成される協議会

【支援対象経費】

- 「地域生活圏」の形成に向けた事業実施のための関係者の合意形成・意見聴取、連携・実施体制の構築、協議会開催等に要する経費
- 日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供に向けた利便性の向上・複合化、地域内経済循環、新たな共助の仕組みの構築・構想検討に要する調査等経費
- 「地域生活圏」の形成に向けた事業の実施に要する経費（拠点、設備、システムの導入・改修費、広告宣伝費、研究開発費等）

【支援額】

- ポイント①及び②を満たす主体：支援対象経費の1/2
 - ポイント①～③の全てを満たす主体：支援対象経費の2/3
- ※官民連携は必須、双方ともに上限3,000万円

<地域経営のポイント> = 地域生活圏の3要素

- ① 官民パートナーシップによる「**主体の連携**」
- ② 分野の垣根を越えた「**事業の連携**」
- ③ 行政区域にとらわれない「**地域の連携**」

2. 人材育成への支援

- 地域生活圏の形成に向けて、主体的かつ継続的に取り組む人材を育成する事業に対し支援を行う。

【支援対象事業者】

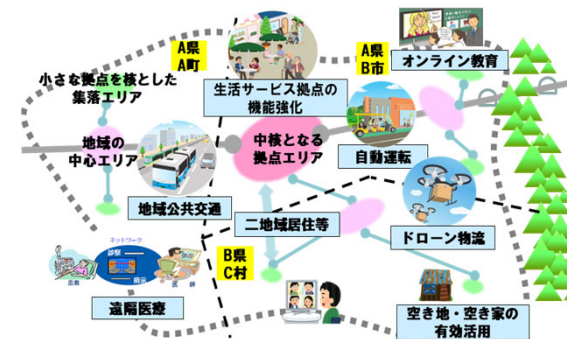
都道府県・市町村、民間事業者

【支援対象経費】

地域課題の解決に取り組む人材育成に関する取組実施経費

【支援額】

定額（上限500万円）



地域生活圏の形成イメージ

農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金

URL

HP
事例等

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s-zirei/zirei.html>



HP



事例等

事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算 (百万円)	問合せ先
市町村、地域協議会、 民間団体等	ソフト	定額	1月～2月		780	農林水産省農村振興局 農村政策部地域振興課 03-6744-2498

< 事業の内容 >

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,000万円/年）】

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催等支援

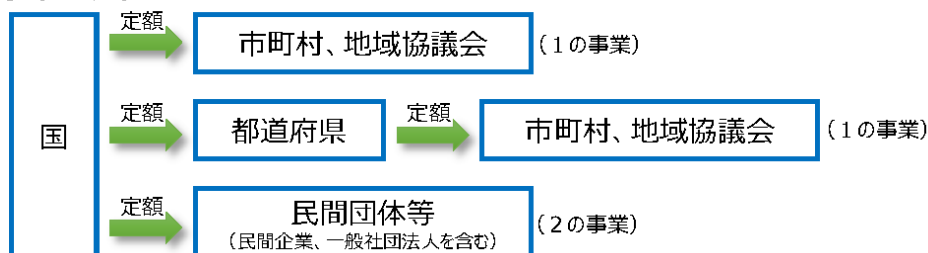
山村の地域資源を活用した商品の販路開拓や山村の価値・魅力の普及のため、バイヤー等との商談会や販売会の開催、情報発信などを支援します。

② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要なマーケティングのノウハウに係る基礎講習、ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

1. 山村活性化対策事業

地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等



現地調査

地域資源を活用するための 合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり 等



合意形成・計画づくり

地域資源の消費拡大や販売促進、 付加価値向上等を図る取組

地域資源（農林水産物等）を使った地域産品づくり※
観光体験プログラム開発、モニターツアー実施
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討、ECサイトの立ち上げ 等
※商品の製造加工を非振興山村地域で行うことも可能



地域産品の加工・商品化

地域資源を活用
したビジネス創出
の支援

外部専門家
によるマーケ
ティングに関
する基礎講
習

ビジネスモデ
ル作成に関
する企画コン
ペ形式WS

2. ② 山村振興セミナー支援

2. ① 商談会開催等支援

山村地域の参加者とバイヤー等との商談会・
販売会の開催・運営、販売力向上セミナー 等



商談会の開催

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大
に向けた取組の推進

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-6744-2498)

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

URL

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

(R7)



事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算	問合せ先
都道府県、市町村、 地域協議会等	ハード・ソフト	定額、 5.5/10等	随時	10月頃（随時）	（百万円） 7,045の内数	農林水産省農村振興局 農村政策部地域振興課 03-6744-2665

< 事業の内容 >

1. 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を行いつつ、**土地利用構想を作成**し、その実現に必要な**農用地保全のための活動、基盤整備や施設整備費**等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置
- ④ 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備

【事業期間：上限 5 年、＜ソフト＞ 交付率：定額（上限 5,000 万円（年標準額：1,000 万円）※粗放的利用支援 1 万円/10a 又は 5 千円/10a、農用地保全等推進員 250 万円/年、＜ハード＞ 交付率：5.5/10 等（上限 1 億円（年標準額：2,000 万円））】

※粗放的利用支援は、事業期間中に最大 3 年

2. 荒廃農地再生支援事業（新規）

話し合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、**再生作業、簡易な基盤整備、土壌改良等**を支援します。

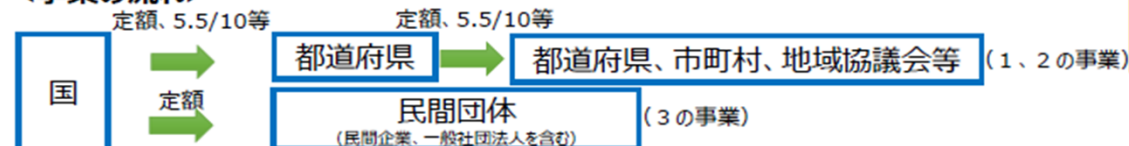
【事業期間：上限 1 年、交付率：1/2（総事業費 200 万円未満）】

3. 最適土地利用推進サポート事業

IT を活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限 1 年、交付率：定額】

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

1. 最適土地利用総合事業

Step 1

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を実施



【地域ぐるみの話し合い】



【土地利用構想の概定】



【農用地保全の実証的な取組】



【放牧】

Step 2

土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想の策定】



【粗放的利用のための条件整備】



【省力化機械の導入】



【蜜源作物等の作付け】

2. 荒廃農地再生支援事業

農業振興地域内の荒廃農地に係る、荒廃農地の再生作業、支障物撤去、基盤整備、土壌改良を支援



【荒廃農地の解消】



【荒廃農地の支障物撤去】



【簡易な基盤整備】



【土壌改良】

【お問い合わせ先】

農村振興局地域振興課

（03-6744-2665）

中山間地域等の実情に即した
土地利用構想を実現

荒廃農地を解消し、
農山漁村地域を活性化

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 有機農業拠点創出・拡大加速化事業			URL	https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/organic_village.html (R8予定)		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
市町村、協議会等	ソフト	定額 1/2以内		随時	574の内数 (百万円)	農林水産省 農業環境対策課 03-6744-2114

<事業の内容>

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく**特定区域の設定等**に向けて取り組む市町村等が行う、**生産から消費まで一貫した有機農業**を推進する取組の試行等を支援します。

1. 有機農業実施計画の策定

有機農業実施計画の策定及び特定区域の設定等に向けた検討会の開催や試行的な取組の実施等を支援

2. 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践や課題解決に向けた調査等を支援

3. 飛躍的な拡大産地の創出

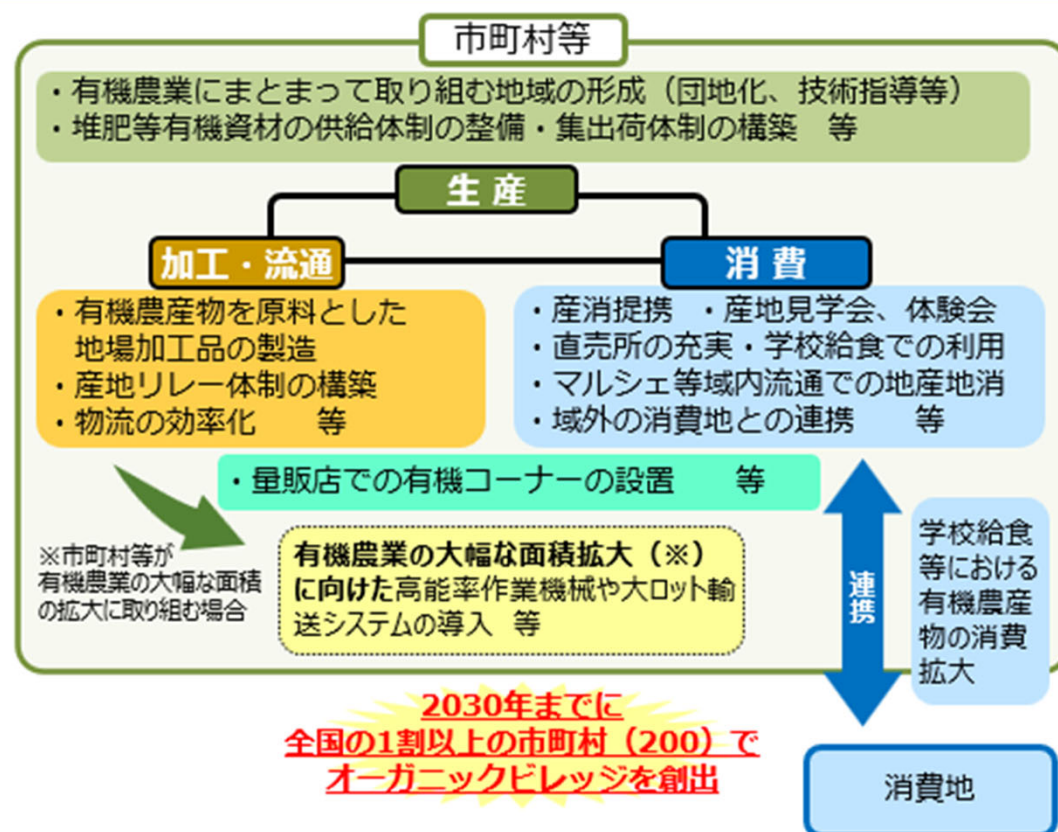
2の取組を開始した翌年度以降に、有機農業の取組面積の大幅な拡大に向けて取り組む地域を支援

※1、2について、**産地と消費地が連携して消費拡大に取り組む場合に上限を加算**します。

※**以下の場合に優先的に採択します。**

- ・事業実施主体の構成員が**みどり認定**等を受けている場合
- ・事業実施地域内の有機農業の取組が、**地域計画**に位置付けられている場合
- ・事業実施計画において**フラッグシップ輸出産地**と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等

<事業イメージ>



<事業の流れ>



オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち先進的有機農業拡大促進事業			URL	HP https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/ (R7) パンフレット https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/attach/pdf/index-167.pdf (R7)		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度補正予算	問合せ先
農業者、協議会、都道府県、市町村等	ソフト	定額 1/2以内		随時	(百万円) 4,000の内数	農林水産省 農業環境対策課 03-6744-2114

<事業の内容>

1. スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大

有機農業の拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術等を活用した生産、加工、流通・販売の取組を支援します。

【支援内容】

- ① スマート農業技術等に関する機械等の導入
(自動走行農機、高能率水田除草機・抑草ロボット、専用保管設備、スマート選別機等)
- ② 有機農業の拡大に向けた取組
(ほ場での試験栽培、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機加工品の開発等を通じた販路拡大等)

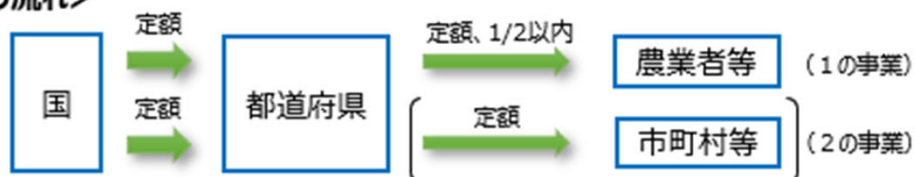
【支援要件】

- ① スマート農業技術等の導入により有機農業の生産拡大に取り組むこと
- ② 地域計画に位置付けられた農業者等であること
- ③ みどり認定を受けている、又は申請を行っていること
等の全ての要件を満たすこと

2. 有機農業拡大支援

1の支援対象者を含む地域一体の取組をサポートするため、都道府県、市町村等による専門家の派遣や講習会、販売促進活動等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大



2. 有機農業拡大支援



国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金			URL	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/hojokin.html (R8予定)		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
国指定等文化財の所有者等	ハード	原則50% 上限85%	年5回を予定 ※4月、6月、9月、11月、2月頃		(百万円) 23,583	文化庁文化資源政策・記念物課 075-451-4111(内線9659)
趣旨・目的	国指定等文化財の保存・継承・活用等を行う。					
事業内容	国指定等文化財の所有者等が文化財の保存・継承・活用等を行うために必要な経費を補助する。					

<主な施策>

◆建造物の保存修理等 11,438百万円（11,438百万円）

国・重要文化財（建造物）を次世代に継承するための修理や、自然災害等から護るための防災設備の整備、耐震診断等に対する補助を行う。

・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 11,334百万円（11,334百万円）等

◆美術工芸品の保存修理等 1,108百万円（1,108百万円）

国宝・重要文化財（美術工芸品）を次世代に継承するための修理や、盗難等により所在不明となることや、自然災害から護るための防災・防犯設備等の整備に対する補助を行う。

◆伝統的建造物群基盤強化 1,567百万円（1,567百万円）

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画から防災対策までを体系的に位置付け、定期的な修理による個々の伝統的建造物の健全性確保とともに、防災設備等の整備を一体的・総合的に実施し、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

◆史跡等の保存整備・活用等 8,040百万円（8,541百万円）

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実し、保存整備や活用等を推進する。

・歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 4,007百万円（4,507百万円）等

◆無形文化財の伝承・公開等 1,266百万円（1,256百万円）

芸能や工芸技術の無形文化財、風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財、文化財の修理や用具の製作・修理等の文化財の保存のために欠くことのできない文化財保存技術の確実な伝承等を図るために必要な支援を行う。



<建造物維持修理>
重要文化財 知恩院勢至堂
本瓦葺解体（京都府）



<史跡整備>
特別史跡無量光院跡 修景整備
（岩手県）

等

国宝重要文化財等防災施設整備費補助金			URL	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/hojokin.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算 （案）	問合せ先	
国指定等文化財の 所有者等	ハード	原則50% 上限85%	年 5 回を予定 ※4月、6月、9月、 11月、2月 頃		2,314 (百万円)	文化庁建造物課 075-451-4111(内線9673)	
趣旨・目的	国指定文化財の防火対策や耐震対策を行う。						
事業内容	国指定等文化財の所有者等が防災対策を行うために必要な経費を補助する。						

【実施内容】

- ・個別の文化財特性に応じた**防火施設の整備**
- ・老朽化または、毀損した防火施設の更新
- ・盗難や放火等の不審者から文化財を護る防犯施設整備
- ・耐火構造の保存活用施設の整備
- ・耐震性能の劣る建造物の**耐震対策工事**
- ・城郭の**防火、耐震対策等の整備**

補助事業者：所有者、管理団体等

補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

※財政状況による補助率の加算あり（最大35%）

【対象文化財】

- ・重要文化財（建造物）・重要文化財（美術工芸品）
- ・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物
- ・重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区

早期発見



（R型受信機）
高機能な自動火災報知施設を設置し、迅速に初期消火へ

初期消火



（易操作性1号消火栓）
初期消火、火災の拡大を防ぐための**消火栓施設**等

延焼防止



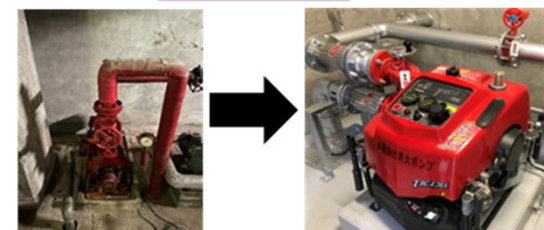
（放水銃）
近隣火災から護るための**放水銃、ドレンチャー**等

耐震対策



松江城天守の木製格子壁による補強

老朽化対策



老朽化した消火ポンプの更新

へき地保健医療対策			URL	—		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算 (百万円)	問合せ先
下図参照	ハード・ソフト	下図参照	【医政局分】 ハード：3月下旬 ソフト：6月下旬 【保険局分】随時	【医政局分】 ハード：3月下旬 ソフト：6月下旬 【保険局分】－	13,370	厚生労働省 医政局 地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室／ 保険局 国民健康保険課 03-5253-1111（代表）

へき地保健医療対策関係予算について

へき地保健医療対策予算の概要

1 予算額	【令和7年度予算額】 80.3億円 → 【令和8年度予算額】 85.8億円
2 内 容	(1) へき地医療支援機構の運営（1/2補助） 259百万円 都道府県単位の広域的な支援体制を図るため、各都道府県に「へき地医療支援機構」を設置し、支援事業の企画、調整及び医師派遣の実施等を補助する。 (2) へき地医療拠点病院等の運営 7,762百万円 へき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費を補助する。 ア へき地医療拠点病院運営費（1/2補助） イ へき地保健指導所運営費（1/2補助） ウ へき地診療所運営費（国保直診分（保険局計上分）含む） （立地により1/2、2/3、3/4補助のいずれか） エ へき地診療所医師派遣強化事業（1/2補助） オ オンライン診療を活用したへき地医療支援実施医療機関運営支援事業（1/2補助） (3) へき地巡回診療の実施 147百万円 無医地区等の医療の確保を図るため、医師等の人件費及び巡回診療車等の運行に必要な経費を補助する。 ア へき地巡回診療車（船）（医科・歯科）（1/2補助） イ へき地巡回診療航空機（医科）（1/2補助） ウ 離島歯科診療班（1/2補助） (4) 産科医療機関の運営（1/2補助） 281百万円 分娩可能な産科医療機関を確保するため産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。 (5) へき地患者輸送車（艇・航空機）運行支援事業 126百万円 無医地区等の医療の確保を図るため、無医地区等から近隣医療機関等の輸送に必要な経費を補助する。 ア へき地患者輸送車（艇）（1/2補助） イ メディカルジェット（へき地患者輸送航空機）（1/2補助） など

医療施設等 設備 整備費補助金の概要

1 予算額	【令和7年度予算額】 22.8億円 → 【令和8年度予算額】 23.8億円
2 要 旨	へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の設備整備を支援するもの。
3 補助対象	補助対象事業《メニュー区分》（事業実施主体） へき地医療拠点病院（公立・公的・民間・独法）（1/2補助） へき地診療所（公立・公的・民間・独法）（沖縄県以外：1/2補助、沖縄県：3/4補助） へき地患者輸送車（艇）（公立・公的・民間・独法）（1/2補助） へき地巡回診療車（船）（公立・公的・民間・独法）（1/2補助） へき地・離島診療支援システム（公立・公的・民間・独法）（1/2補助） など

医療施設等 施設 整備費補助金の概要

1 予算額	【令和7年度予算額】 19.5億円 → 【令和8年度予算額】 24.1億円
2 要 旨	へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。
3 補助対象	補助対象事業《メニュー区分》（事業実施主体） へき地医療拠点病院（公立・公的・民間・独法）（1/2補助） へき地診療所（公立・公的・民間・独法）（1/2補助） など

地域循環共生圏創造事業			URL	https://chiikijunkan.env.go.jp/		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
地方公共団体、民間事業者・団体、研究機関等	ソフト	モデル事業：定額	モデル事業：令和8年度は新規公募を行わない。 表彰：令和8年度は6月5日～9月13日で応募受付		385 ※地域循環創造事業費	環境省 地域政策課 地域循環共生圏推進室 03-5521-8328

「地域循環共生圏」とは、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方。本事業では、地域循環共生圏実現の基盤となる、ローカルSDGs事業（地域資源を活用し環境・経済・社会課題の同時解決／価値創造をする事業・取組）を生み出し続ける地域プラットフォームを各地域で実装すべく以下の取組を実施する。

事業概要

①地域トランジションモデル構築事業

炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を目指す際に大きな影響を受けるステークホルダーや地域も取り残さず、協働的なアプローチを含めた地域循環共生圏の考え方にに基づき自立した地域づくりに取り組む者を支援する。

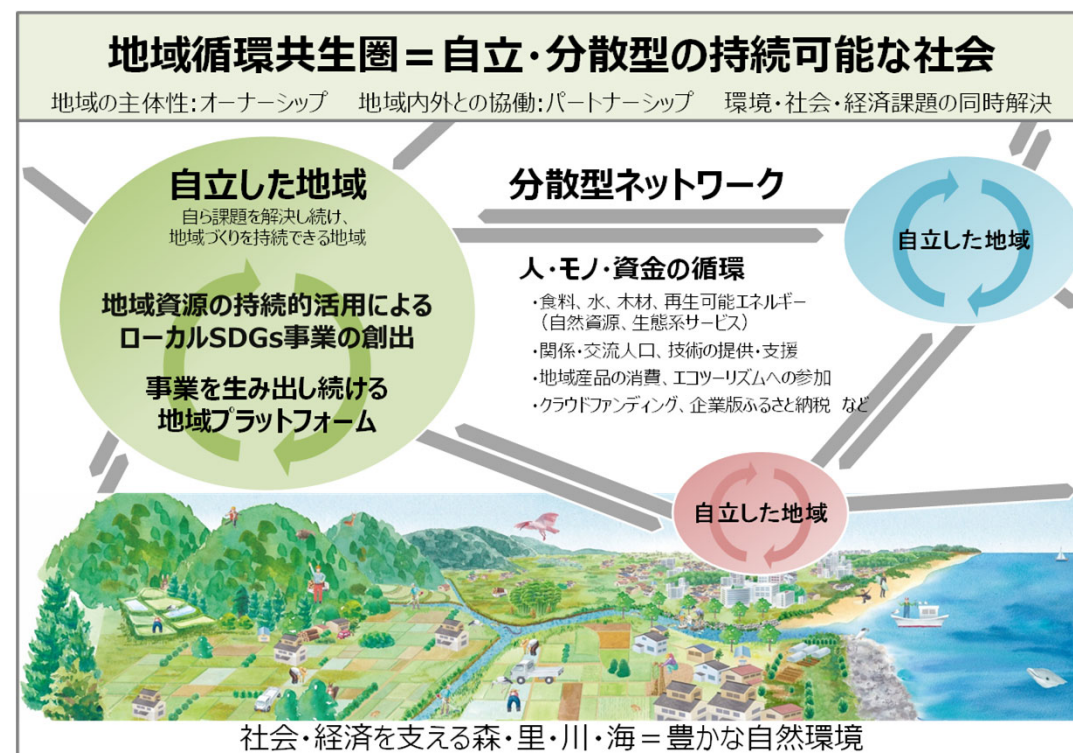
②地域循環共生圏づくり支援体制構築事業

地域循環共生圏づくりに取り組む主体に対する中間支援機能を担える人材や組織を増やし、効果的に地域循環共生圏の創造を推進するため、中間支援を行う団体を支援する。

③地域間ネットワーク強化・情報発信

ウェブサイトやメールマガジン、Facebook・noteの媒体を用いて、地域循環共生圏に関する情報を発信する。

また、担い手同士の有機的なつながりを構築する場や担い手が知見を深める場としてフォーラムやセミナーを開催するとともに、「環境と社会によい暮らし」に関わる活動や取組を大臣表彰する「グッドライフアワード」を実施。



✓地域循環共生圏WEBサイト
<http://chiikijunkan.env.go.jp/>

✓note
<https://moe-localsdgsplatform-gov.note.jp//>

✓グッドライフアワード
<https://goodlifeaward.env.go.jp/>

生物多様性保全推進支援事業			URL	https://www.env.go.jp/nature/biodic/hozen/index.html		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算 (百万円)	問合せ先
地方公共団体、民間企業、その他法人等	ソフト	交付金 1/2、定額	令和 8 年 3 月～ 6 月	—	165	環境省自然環境局自然環境計画課地域ネイチャーポジティブ推進室 03-5521-8343

2030年ネイチャーポジティブ達成に向けて、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を支援します

1. 事業目的

- ① 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で盛り込まれたネイチャーポジティブや30by30等の新たな世界目標の確実な達成と各地域での世界目標達成の具体的な指針となる生物多様性地域戦略で設定された目標達成が必要である。
- ② 地域における生物多様性の保全・再生に資する活動を支援し、国土全体の生物多様性の保全・再生を推進する。また各地域の取組を支援だけでなく、自立化を促進する。

2. 事業内容

- ・「地域生物多様性増進法（令和 7 年施行）」「生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年閣議決定）」において、地方公共団体や事業者、民間団体、地域住民等の多様な主体の連携・協働による活動の促進が必要とされている。
- ・関係法令に基づく保護地域や指定種に係る取組、法定計画の策定とそれに基づく取組等、国としても促進すべき下記事業を地域が行う場合に支援する。

- ① 生物多様性増進活動の基盤整備（交付率1/2、原則2年）
- ② 生物多様性増進活動の実施強化（定額：上限150万円 等、原則2年）
- ③ 重要地域の保全・再生（交付率1/2、原則2年）
- ④ 動植物園等による生息域外保全（定額：上限200万円、原則 3 年）
- ⑤ 国内希少種の生息環境改善（定額：上限150万円 等、原則3年）
- ⑥ 重要里地里山等における社会経済的課題と環境的課題を統合的に解決しようとする活動（交付率1/2、原則 2 年）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接交付事業（交付率1/2、定額）
- 交付対象 非営利団体、地方公共団体、民間事業者 等
- 実施期間 平成20年度～

4. 活用事例

事例 1 きょうと生物多様性センター推進事業 (R6～R7) (京都府・京都市)

生物多様性の情報収集・利活用・継承の拠点として各主体間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供や助言を実施。

事例 2 フサゲルカミリの住み続ける草原の生息環境保全 (H30～R2) (岡山県真庭市)

日本固有種で生息地が極めて限られる草原性の希少昆虫「フサゲルカミリ」の生息環境維持・改善（火入れ等）。



事例 3 三井楽ふるさと景観の椿林・円畑・スケアン再生で地産品ブランド化事業 (R3～R5) (長崎県五島市)

放棄された円畑（まるはた）、椿林等を再生し、生物多様性の復元と併せて円畑で栽培したサツマイモをカンコ餅及び周辺椿林からの椿油を「五島の円畑」としてブランド化。

地域運営組織（RMO）		URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト	普通交付税措置・特別交付税措置			31 (百万円)	総務省地域力創造グループ 地域振興室 03-5253-5534	

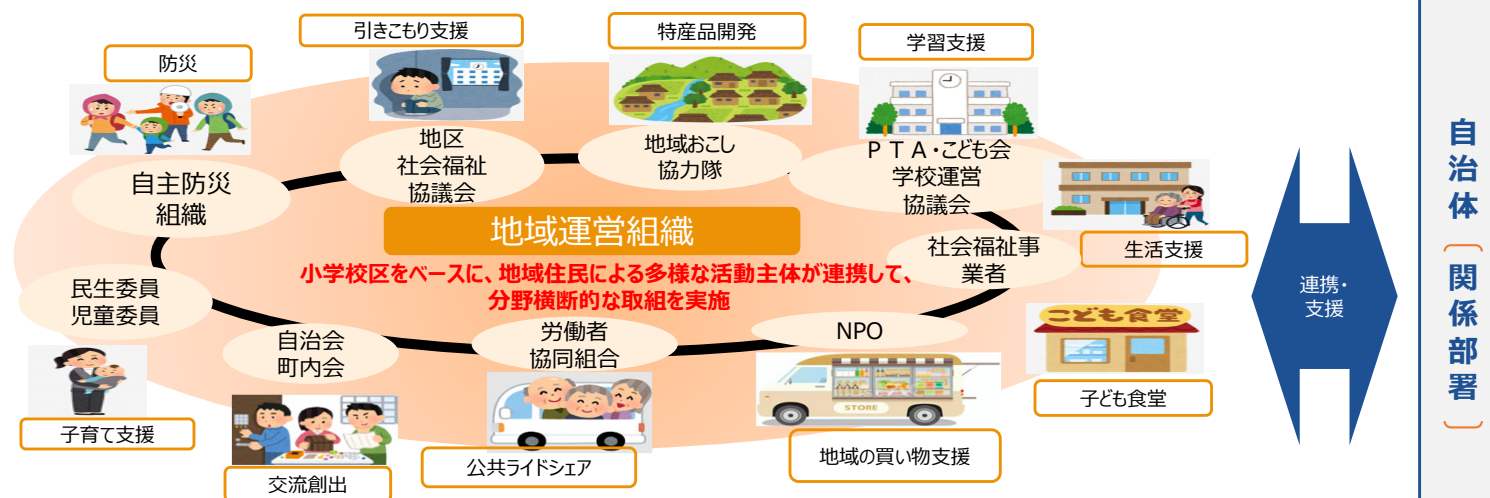
- 全国には**8,587組織**、地域運営組織が形成されている市区町村数は**903団体**（令和7年度総務省調査）
- “人材・資金・情報”の3つの側面から地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた活動を後押し

RMOイメージ図

※概ね小学校区単位で活動

※「〇〇まちづくり協議会」

「△△コミュニティ協議会」等の名称での活動を確認



RMO活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- 生活関連情報をワンストップで収集できるアプリ等のICT技術を活用した高齢者の見守り、子ども食堂、地産地消や移動販売による買い物支援や児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施
- **地域の若者（約30人）が事務局として参加し**住民の話し合いを運営、アイデアを集約し、生活に根差した事業を展開している



POINT

- 各主体がバラバラに活動するのではなく、1つの組織として分野横断的に活動することで、地域課題の解決可能性が高まる
- 従来の住民自治組織と比較して、若者や女性が参加しやすい組織
- 自治体と地域をつなぐ主体となり、様々な地域活動の基盤（インフラ）となる
- 地域運営組織の形成・運営等に要する経費について、地方財政措置を講じている

社会教育主事、社会教育士

URL

HP/事例等

https://www.mext.go.jp/a_menu/01/08052911/mext_00667.html

(R8 予定)



事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8 年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県・市町村	ソフト					文部科学省 地域学習推進課 03-5253-4111（内線2973）

○ **社会教育主事**は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、「**地域全体の学びのオーガナイザー**」として、学校教育（行政）をはじめ、**首長部局が担う環境、農山漁村振興、まちづくり等と社会教育（行政）をつなぐこと等により、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引し、地域全体の社会教育振興の中核を担うことが期待されています。**

<具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

○ 「**社会教育士**」は、令和2年度より始まった制度で、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。

○ 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、「**各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー**」として、教育委員会のみならず、**環境、農山漁村振興、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



農業・地域づくり

社会教育

(島根県安来市)

農村RMO(※)の役割・業務

(※農村型地域運営組織)

- 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う

社会教育（士等）の視点

- 主要産業である農業に加え、地域全体の活性化を図るためには、**農業関係者だけでなく、地域住民全体を巻き込んでいく必要がある**
- **地域運営組織にも農業関係者だけでなく、幅広い人材が必要**
- そのため地域住民の**話し合いの場を創出することが効果的**

具体の取組・活動

- **地域ビジョンの作成**に向けて、地域の主要産業である農業活性化についての**アンケートを全世帯で実施**
- 住民が中心となって話し合いを進めるにあたって、県からの**派遣社会教育主事がオブザーバーとなり、公民館と連携して、世代別・全世代のワークショップなどをコーディネート**
- 話し合いを通じて、**地域全体にビジョンが浸透**。新しい**人のつながりと新たな人材発掘・育成**につながり、農村RMOにも**幅広い人材が参画**



公民館			URL	https://www.mext.go.jp/a_menu/01/08052911/mext_00479.html (R8予定)			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
市町村	ソフト				(百万円)	文部科学省 地域学習推進課 03-5253-4111（内線3455）	

1.事業の目的、内容

○ 社会教育法第20条に規定する、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする社会教育施設。

2.設置及び運営主体

○ 市町村及び公民館設置の目的をもって設立された一般社団法人又は一般財団法人

3.設置状況

○ 全国 12,378館
（市(区)立 8,507館（78.9%）、町立 3,275館（78.2%）、村立 594館（69.9%）、法人立 2館）
（令和6年度「社会教育調査」（令和6年10月1日時点）、カッコ内は設置している自治体の割合）※公民館類似施設除く。

4.公民館をめぐる直近の動き

○ 第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理では、生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性として、公民館等におけるデジタル技術を活用した学びやデジタル社会の諸課題に関する学びの提供等、デジタルデバイドの解消に向けた取組の充実と社会教育施設の機能強化、社会教育士の公民館等への配置による活動の活性化について記載されている。

○ また、社会教育人材部会における「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）」（令和6年6月）においても、公民館等の社会教育施設への社会教育士の積極的な配置促進などについて記載されている。



地域活性化伝道師派遣制度

URL

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/dendoushi/index.html>

事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算	問合せ先
都道府県・市町村 団体等	ソフト		2 月末～3 月末 6 月～7 月中旬		— (百万円)	内閣府 地方創生推進事務局 03-5510-2167

事業概要

地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家（地域活性化伝道師）を紹介し指導・助言を行う。

地域活性化伝道師登録数、実績及び活用方法

○地域活性化伝道師登録数 263名

<分野別登録数（重複を含む）>

1. 地域産業・イノベーション・農工商連携	2. 地域医療・福祉・介護・教育	3. 地域コミュニティ・集落再生	4. 地域交通・情報通信	5. 農・林・水産業	6. 観光・交流	7. 環境	8. まちづくり
106人	23人	66人	10人	42人	116人	30人	118人

○令和7年度実績：地域活性化伝道師5名を全国5地域に派遣

○活用方法

- ① 各地方公共団体及び団体等が、課題解決への取組みに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。
- ② 地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。

①地域のリーダーの育成

地域活性化伝道師の講義を受け、取組の立ち上がり段階における実行プランの企画、取組の実施体制の構築を後押し。



②実務者の育成

実行プランに基づく取組を実施拡大していく上で必要となる人員を確保し、スキルアップ研修などの実施を後押し。



③事業化の推進

地域リーダーが中心となって、地域の産学官連携で商品開発を進め、事業化に必要な経営や広告・宣伝のノウハウを伝授。



④販路拡大・雇用創出

マーケティング・販路拡大の支援を実施することにより、地域の新たな産業として定着。これがモデルとなり、地域間連携により、広域的に波及。

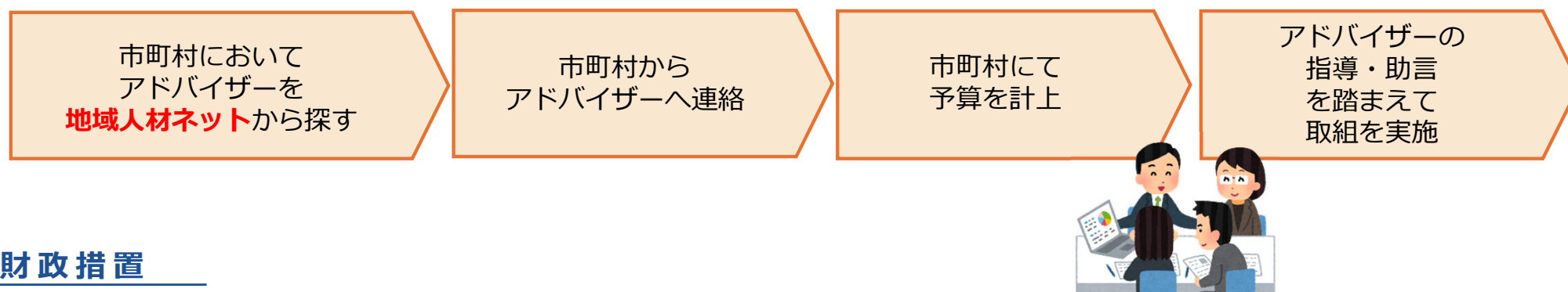


地域の成長力強化・雇用創出に資するよう、これを担う地域人材力の強化について地域活性化伝道師が切れ目なく支援

地域力創造アドバイザー			URL	HP・事例等 https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等		公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
市町村	ソフト	特別交付税措置					総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5533

- 地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置

アドバイザー派遣の流れ



財政措置

- 対象市町村
 - ① 三大都市圏外の市町村
 - ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村（対象：1,433市町村）
- 要件

活用市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ**10日以上招へい**し、取組を実施
- 財政措置の内容 ※財政力補正有り
 - 1 市町村当たり、以下に示す額を上限額として、特別交付税を措置（アドバイザー1人につき最大3年間招へい可能）
 - ・ 民間専門家活用 **610万円/年**
謝金単価の上限は国の諸謝金等使用基準（9,300円/時）とする。
 - ・ 先進自治体職員（240万円/年）
謝金は対象外

地域おこし協力隊			URL	HP 事例等		https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/index.html https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/documents/detail_003.html		 HP	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算	問合せ先			
都道府県・市町村	ソフト	特別交付税措置			252 (百万円)	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5391			

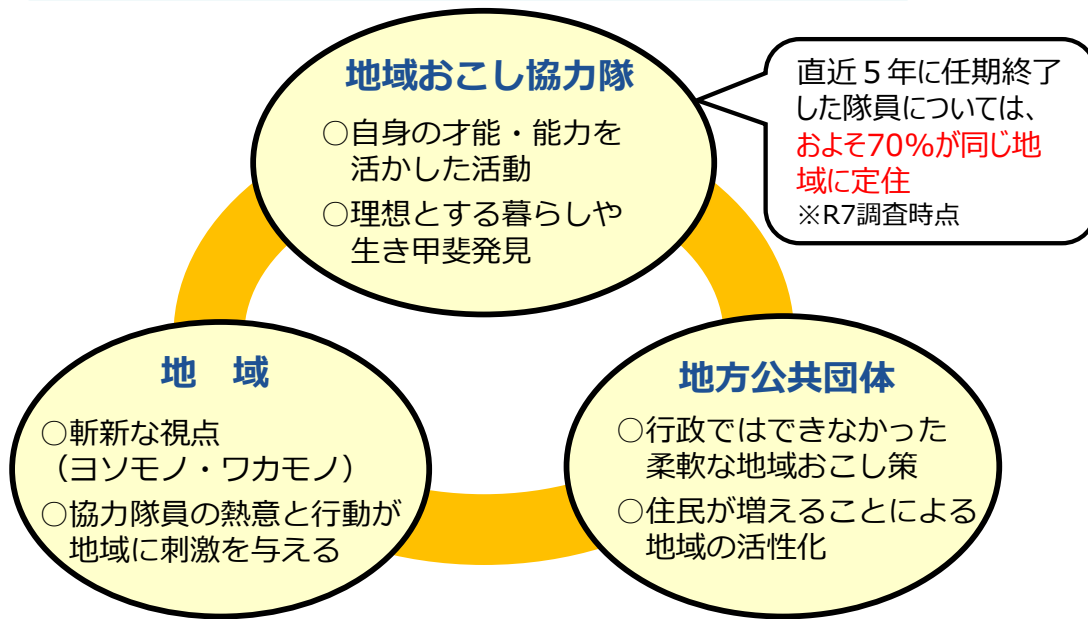
- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。

概ね**1年以上3年以下**（※R8～最大5年とする特例あり）の期間、地域に居住して「**地域協力活動**」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：概ね1年以上3年以下 ※ 最大5年とする特例あり（R8～）
- **地方財政措置**：地域おこし協力隊の活動経費について、1人あたり**550万円上限**に特別交付税措置

そのほか、隊員の募集、サポート、起業・事業承継に要する経費についても特別交付税措置

地域おこし協力隊導入の効果



隊員数と取組自治体数

令和7年度 **8,196人**／1,187団体

隊員の特徴

- ・隊員の**約4割は女性**
- ・隊員の**約6割が20歳代と30歳代**
- ・**50歳以上の隊員**や**外国籍の隊員**も活躍

地域プロジェクトマネージャー			URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_04000210.html 		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算	問合せ先
市町村	ソフト	特別交付税措置				総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5394

● 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、**外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組む**ことが不可欠。そこで、市町村が、関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「**ブリッジ人材**」について、「**地域プロジェクトマネージャー**」として任用する制度。

イメージ

★ブリッジ人材が不在だと...

- ・コミュニケーション不足から混乱が生じ、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実力があがらない状態に

★地域プロマネ任用により...

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に
成果へつなげる！

制度概要

★人物像

- ・地域の実情の理解、専門的知識・仕事経験を通じた人脈の活用、受入団体及び地域との信頼関係の構築 etc

★地域要件

- ・都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地在住の地域おこし協力隊経験者や地域活性化起業人経験者を任用する場合には移住は求めない

★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの報償費等を対象に、700万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり2人、1人あたり3年間を上限

★取組自治体数と地域プロジェクトマネージャー数

- ・令和6年度には、104市町村において114名の地域プロジェクトマネージャーが活躍

地域活性化起業人		URL	HP・事例等 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03100070.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
市町村	ソフト	特別交付税措置			21（百万円）	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5392	

- 地方公共団体が、都市部に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等を図る取組に対し、特別交付税措置
- **地方公共団体**としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ることができ、民間企業**としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員）の社会貢献、新しい地域との関係構築**、シニア個人としても退職後の**新たな活躍の場の発見**などのメリットがある
- 企業や個人、地方自治体がそれぞれのニーズを登録し、相互交流ができる場として、「**地域活性化起業人マッチングPF**」を開設

地方公共団体

（対象：1,433市町村）

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村（1375市町村）
（企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）



協定締結

- 任期
6か月～3年
- 活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発 等

社員（個人）

民間企業

- A 三大都市圏に所在する企業
- B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

【企業派遣型】

- 要件
・自治体と企業が協定を締結
・受入自治体区域内での勤務日数が月の半分以上 など
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**上限610万円/人**）※R8年度から引き上げ
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【副業型／シニア型（退職した個人）】

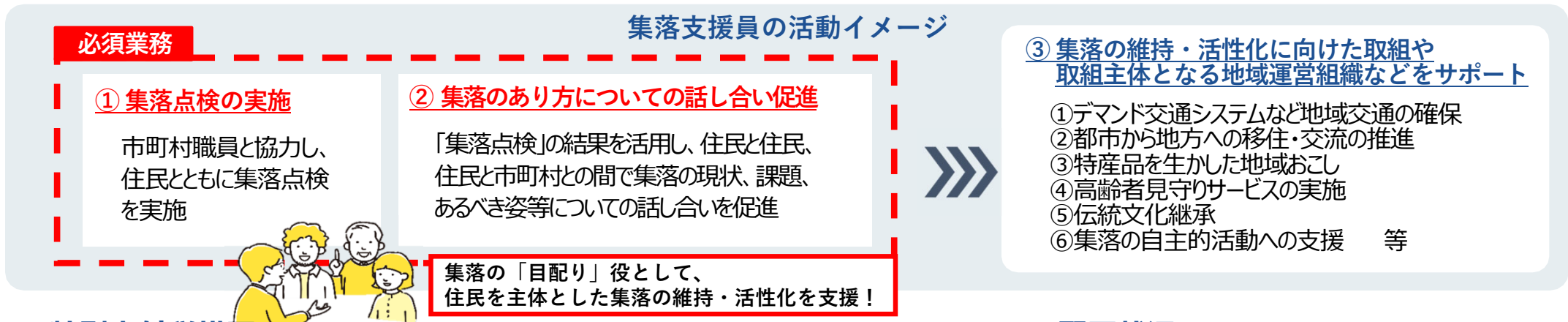
- 要件
・自治体と企業に所属する社員または所属していた個人が契約を締結
・勤務日数・時間 月4日以上かつ月20時間以上
・受入自治体における滞在日数は月1日以上 など
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（報償費等 **上限100万円/人＋旅費上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

地域活性化起業人
マッチングPFの登録・
活用はこちらから↓



集落支援員			URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト					総務省地域力創造グループ 過疎対策室 03-5253-5536	

- **集落の維持・活性化**のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、
 ①**集落の巡回・状況把握**、②**住民同士の話し合いの促進**、これらを通じ必要とされた③**具体的な集落の維持・活性化に向けた取組**や
 その取組主体となる**地域運営組織**などをサポート



● 特別交付税措置

- 集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

対象団体 市町村 及び 都道府県 ※1
 対象経費 ① 集落支援員の設置
 ② 集落点検の実施
 ③ 集落における話し合いの実施
 ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

措置額 集落支援員 1 人あたりの上限額
 専任 500万円 ※2
 兼任 40万円

POINT

※ 1 国勢調査における人口集中地区での取組は措置の対象外

※ 2 兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が過当たり15時間30分以上の場合を含む

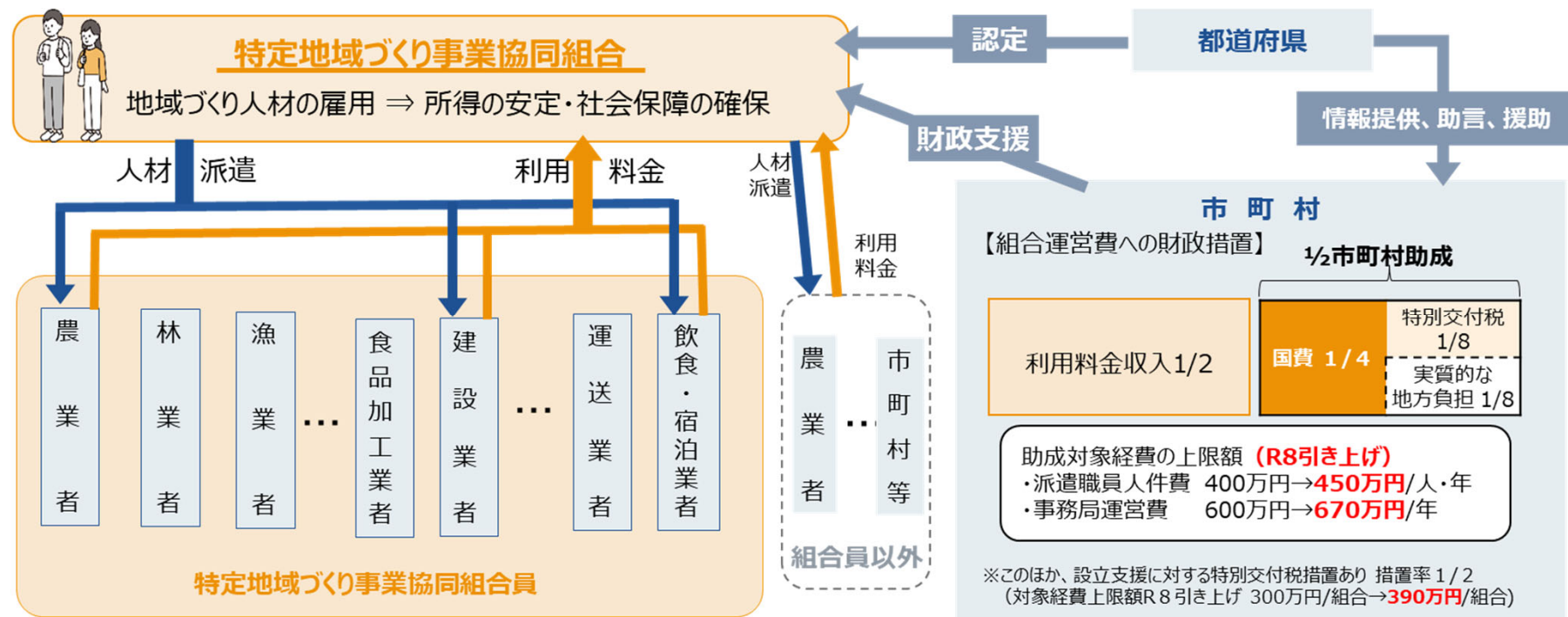
● 配置状況 (R 7 年度)

専任 3,270人

兼任 3,145人 (自治会長などの兼務)

特定地域づくり事業協同組合制度			URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyuu.html 		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
都道府県・市町村	ソフト	原則1/2	随時		615（百万円） ※予算計上は内閣府	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5533

- 地域人口の急減に直面している地域において、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る。



POINT

- 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出、地域の担い手を確保
- 対象は、人口規模や密度等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
- 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和
(員内利用の20%まで → 関係市町村等への派遣に限り、員外利用規制の上限を員内利用の50%まで緩和)

農村プロデューサー養成講座			URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/course/index.html (R8)			
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	受講生募集時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
地方自治体職員 地域づくりに関心・ 意欲のある人	ソフト		6月～7月 (予定) ※実践コース		7,045の内数 (百万円) ※農山漁村振興交付金	農林水産省 農村振興局 農村政策部都市農村交流課 03-6744-1855	

《事業概要》

- “地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材”『農村プロデューサー』を養成。
- 「入門コース」と「実践コース」で構成。「実践コース」は、オンライン形式（ライブ配信）と対面形式を併用し、“実例を基にした模擬演習”や“受講生自らの実践活動”による現場力アップを重視。さらに講座修了後は、修了生や講師陣をつなぐネットワークを構築。

入門コース（定員なし）

1. 研修の目標

- ・農山漁村地域における、創意工夫にあふれる地域づくりの取組内容を学ぶことにより、地域づくりの実践に向けたプロセスを習得

2. 受講対象者

- ・地域づくりに関心のある者が幅広く参加可能
- （実践コースの受講希望者は、入門コースを受講することが望ましい）

3. 主な内容

オンライン講演（ライブ配信）

- ・地域づくりに造詣の深い有識者による研究分野等に関する講義
- ・地域で活躍する実践者による活動プロセス等の紹介
- ・チャットを用いた質疑応答
- ・全6回（各90分程度）

実践コース（定員あり）

1. 研修の目標

- ・地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートできる人材（農村プロデューサー）を養成

2. 受講対象者

- ・地方自治体職員※及び地域づくりに意欲がある者等

※ 地方自治体職員として、農林水産、社会教育、福祉、地域共生社会、企画等の部局の職員、地域担当職員、農林水産普及指導員（都道府県）、農業委員・農地利用最適化推進委員（市町村）等を想定

3. 主な内容

（1）オンライン講義（ライブ配信）

- ・地域及び地域住民に関する現状把握や分析手法、実践に向けたロードマッピング等の基礎を学ぶ
- ・地域づくりに造詣の深い講師による講義
- ・チャットを用いた質疑応答
- ・2日間（計6時間程度）

（2）対面講義（実例を基にした模擬演習等）

- ・ワークショップ形式の演習により、（1）で習得した手法を現場で実践するためのトレーニングを実施、また研修生同士の連携も推進
- ・2泊3日（複数会場で開催）

（3）受講生自らの実践活動

- ・受講生及び修了生が取り組む実践活動の中からモデルケースを選出
- ・受講生及び修了生は講師からのアドバイスを受け、現場レベルで企画・実践
- ・モデルケースを題材として、農村プロデューサーに求められるポイントをオンラインゼミで議論

講座修了後のネットワークイメージ



※ 主な内容・開催回数は、令和8年度に予定しているもの。

地方創生カレッジ

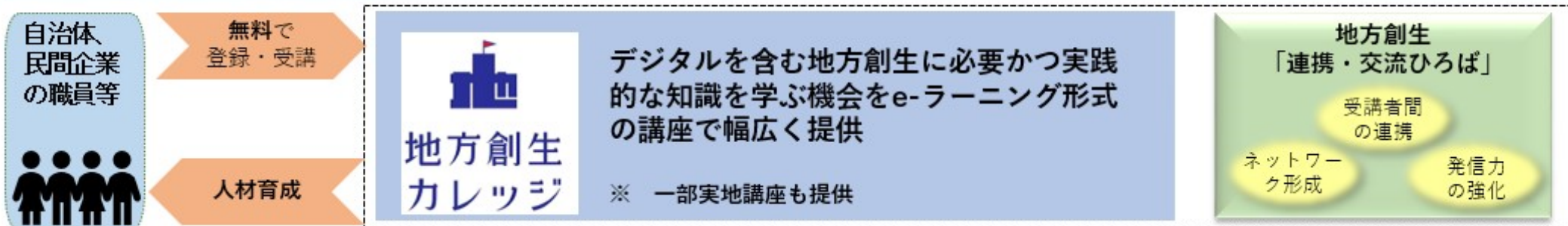
URL

<https://chihouseusei-college.jp/>



事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算	問合せ先
自治体職員・ 民間事業者・学生等	ソフト		1～2月頃		140 (百万円)	内閣府 地方創生推進室 03-6257-1412

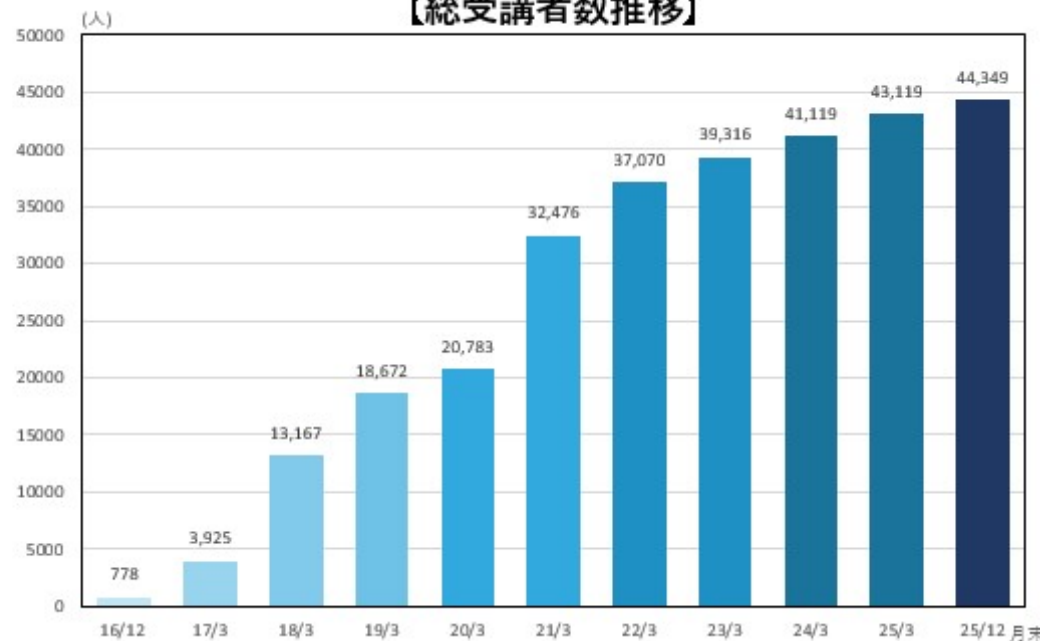
「地方創生カレッジ」は地方創生に必要なかつ実践的な知識をeラーニングの形で幅広く提供するほか、地域課題に対応した実地講座（ワークショップ）を実施してます。2016年12月に開講し、総受講者数は4.4万人を超えています。



【カリキュラム構造イメージ】



【総受講者数推移】



ふるさと住民登録制度			URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kankeijinkou.html 		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度補正予算 (百万円)	問合せ先
地方公共団体等	ソフト	—	—	—	35	総務省 ふるさと住民登録制度推進室 03-5253-5525

目指す姿のイメージ

- ・ふるさとに思いを馳せる方
- ・地域の力になりたい方
- ・災害ボランティア
- ・二地域に居住する方

など



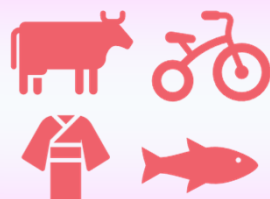
登録 ↓ 発行



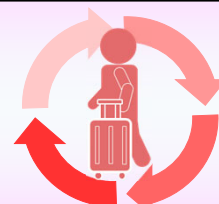
(国が共通システムを構築)

関わり方の深化

地域経済の活性化 → **ベーシック登録（仮称）**

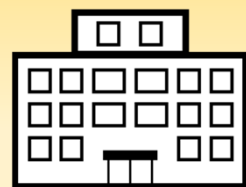


特産品購入
ふるさと納税



観光リピーター
年数回の帰省

自治体からの情報提供



活動に役立つ各種情報を発信

地域への
貢献

地域の担い手確保 → **プレミアム登録（仮称）**



ボランティア・副業
地元自治会への参画

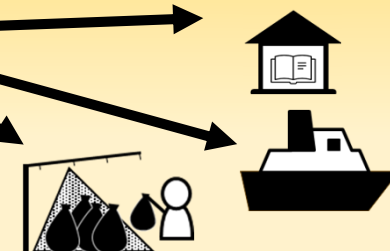


二地域居住

自治体からの情報提供
官民の各種サポート



手続の円滑化をはじめ、
活動に役立つ官民の
様々なサポートを実施



関係人口創出・拡大のための対流促進事業			URL	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kankei/r08_teian_model.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算	問合せ先	
民間事業者	ソフト		4～5月頃		52 (百万円)	内閣府地方創生推進室 03-5510-2457	

事業概要・目的

- 地方創生の基本構想では、人口規模が縮小しても「都市と地方は相互に補完し合い、結び付くことで全体の持続可能性を高める」とされています。この繋がりの基盤として、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の量的拡大・質的向上を図る必要があります。
- そのためには、地域と関係人口の関わり方を分析し示すことで、地方公共団体等による関係人口の取組の裾野を広げていく必要があります。また、地域と関係人口の関わり方が、特産品の購入等の形から地域の困りごとを解決する副業・ボランティアといった形へ深化するプロセスにおいては、都市部住民と地域をつなぐ主体である中間支援組織が重要となります。
- 本事業では、地方公共団体や中間支援組織への情報提供や交流促進、関わりの深化に繋がるモデル的な取組を行う中間支援組織への支援等を行います。

事業イメージ・具体例

- ①地方公共団体向け手引の作成
地域の担い手確保に繋がる取組や都市住民の関心を引きコンテンツを活用した取組等、関係人口の創出・拡大に係る先行的な地方公共団体の取組事例の分析を行い、好要素やその背景等を手引にまとめ、広く周知します。
- ②関係人口創出・拡大官民連携全国協議会の運営
多数の地方公共団体や中間支援組織が参加する官民連携協議会を運営し、全国・地方でのフォーラムや交流会の開催により関係人口施策の現場への浸透や交流促進を図ります。
- ③中間支援組織による取組の伴走支援
関係人口の地域との関わりをより深いものに導き、地域を支える人材として持続化させるため、関わりたい都市部住民と関わってほしい地域をつなぐ中間支援組織によるモデル的な取組を伴走支援します。

資金の流れ



期待される効果

創設に向けて検討が進められている「ふるさと住民登録制度」とも連携しながら、関係人口創出・拡大の加速化を図ることで地方への人の流れを生み出し、地域の担い手の確保等に貢献します。

二地域居住の促進		URL	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000073.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
①：民間事業者等 ②：都道府県・市区町村・民間事業者等	①：ソフト ②：ハード・ソフト	①：定額（委託） ②：定額、1／2	8月頃	—	（百万円） 39の内数 （R7補正予算：600の内数）	国土交通省 国土政策局 地方政策課 03-5253-8369

支援の内容

①特定居住支援法人によるマッチングの支援

二地域居住を希望・実行する者と地域の人材ニーズとのマッチングや、空き家を活用した住環境の提供等を行う人材・組織の育成・確保を図る。この際、広域型と地域密着型の両類型に対応し、それぞれの特性に応じた柔軟な取組を支援する。

<取組の内容例>

「広域」：都市部の二地域居住者ニーズと受入地域側ニーズのマッチングイベント、Webシステム整備等

「地域密着」：受入地域内のニーズ整理や調整のためのコミュニティ接続イベント、コンシェルジュ機能強化等



②二地域居住の促進に向けた先導的な施策の実装

二地域居住促進のための中長期的な課題の解決に資する交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。

<取組の内容例>

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等



地域間の移動費のサブスク



空き家の改修
（お試し居住施設）



コワーキングスペース

地方への人の流れの創出・拡大が図られ、地域が活性化